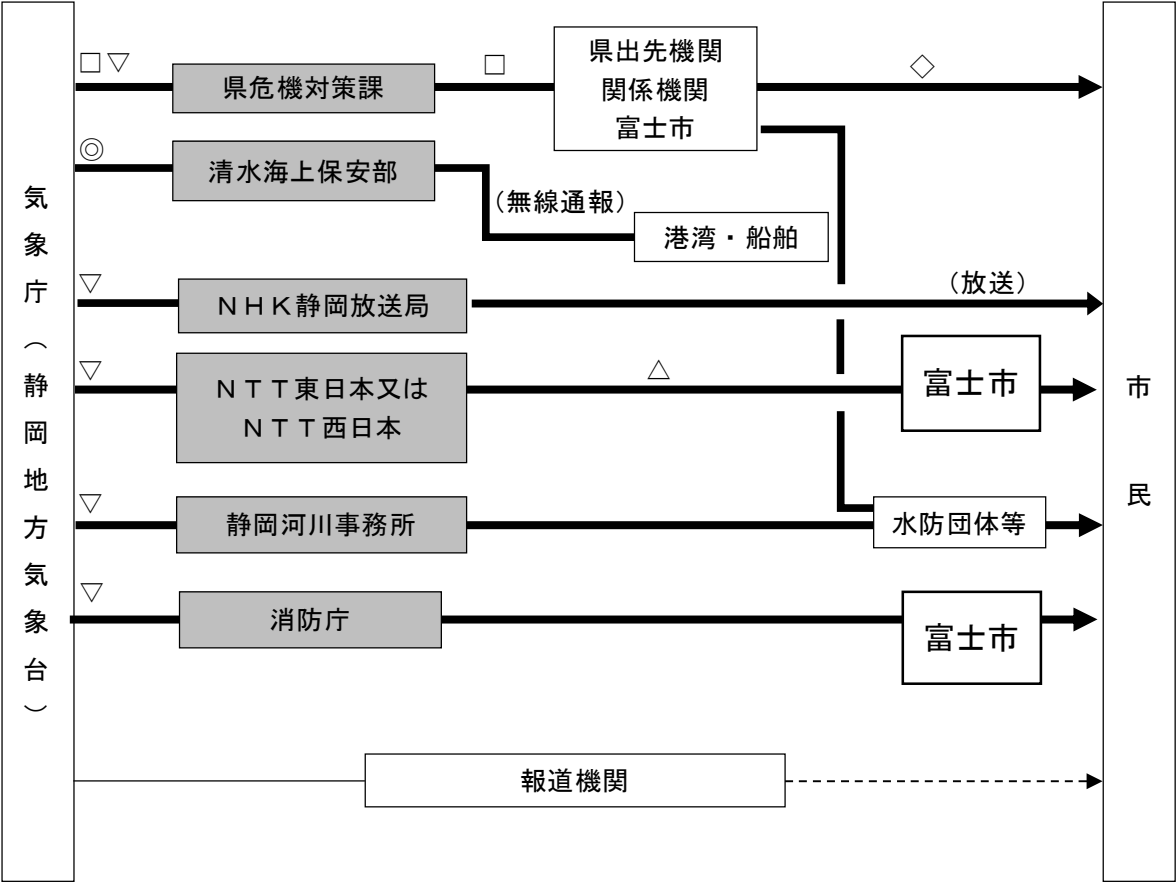


4. 情報・広報活動

気象警報等連絡系統図

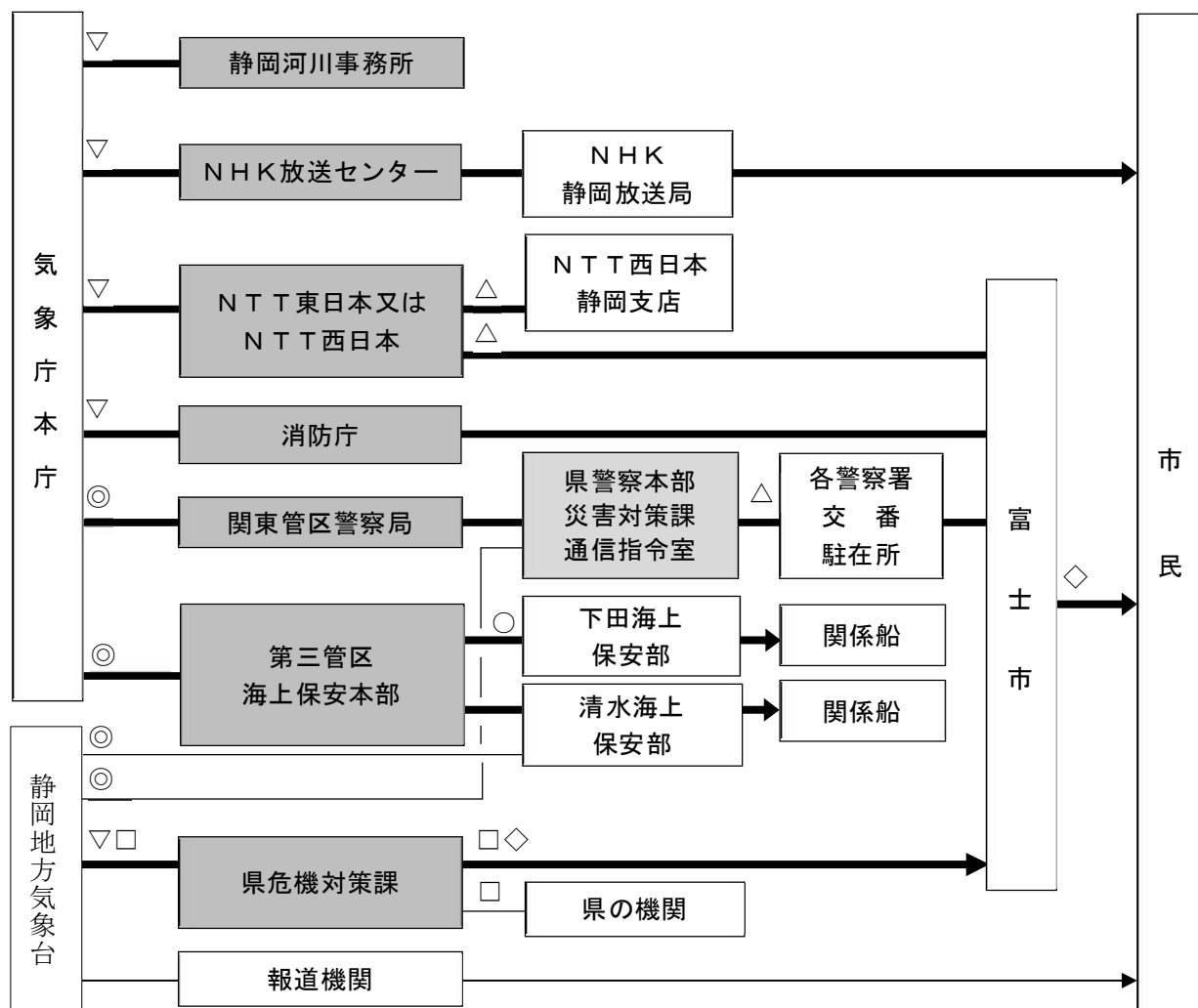


- 法令（気象業務法等）による通知、周知の系統
- 地域防災計画、行政協定による伝達系統
- - - - 法令（気象業務法等）による公衆への周知依頼及び周知の系統
- 法令により、気象官署から警報事項を通知する機関

注）特別警報が発表された際に、県から市への通知、及び市から市民への周知の措置が義務づけられている。

- ◎： 防災情報提供システム
- ： 専用電話・FAX
- △： 加入電話・FAX
- ▽： オンライン（アデス経由）
- ： 県防災行政無線
- ◇： 市防災行政無線

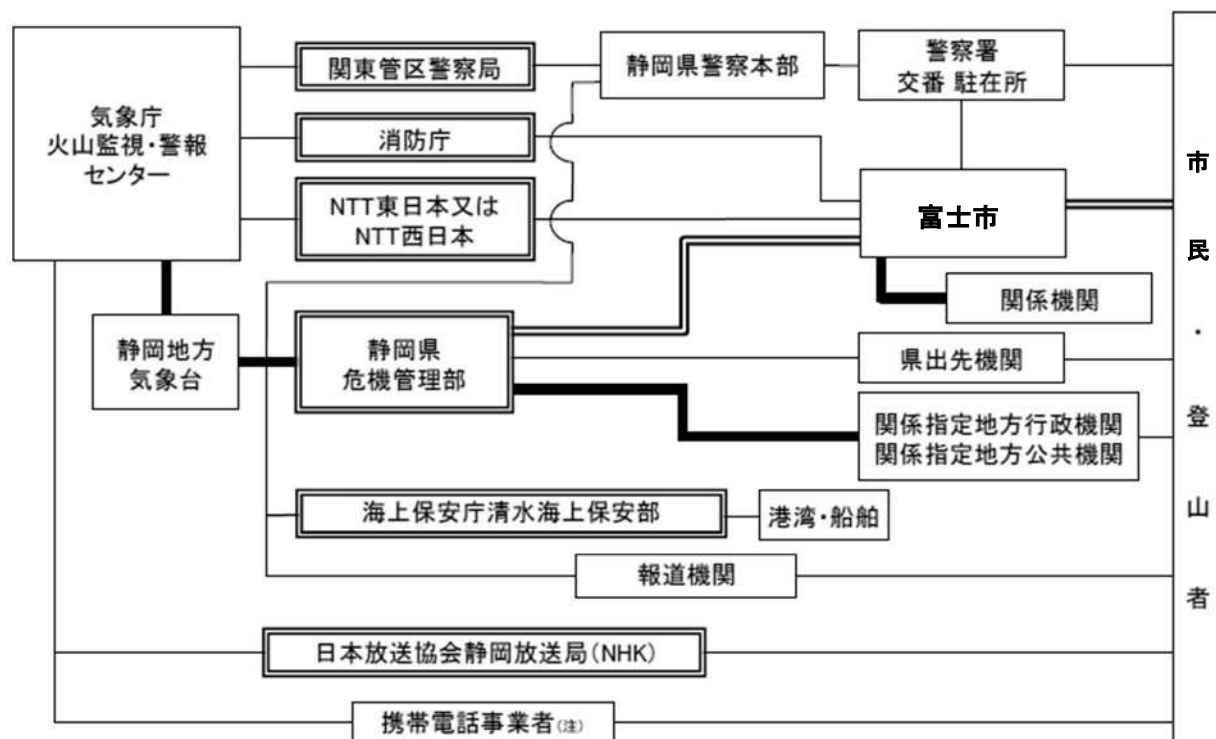
津波警報時の伝達系統図



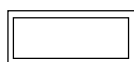
注) 特別警報が発表された際に、県から市への通知、及び市から市民への周知の措置が義務づけられている

- ◎ : 防災情報提供システム
- : 専用電話・FAX
- △ : 加入電話・FAX
- ▽ : オンライン（アデス経由）
- : 県防災行政無線
- ◇ : 市防災行政無線

噴火警報・予報等の伝達系統図



(注)緊急速報メールは、噴火に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される



(二重枠)で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9号の規定に基づく法定伝達先



(太線)は、「噴火警報」、「噴火速報」及び「火山の状況に関する解説情報(臨時)」が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報若しくは要請等義務付けられている伝達経路



(二重線)は、

- ・ 上記の活動火山対策特別措置法の規定による「噴火警報」、「噴火速報」及び「火山の状況に関する解説情報(臨時)」の通報若しくは要請等
- ・ 特別警報に位置付けられている噴火警報(居住地域)について、気象業務法第15条の2による通知若しくは周知の措置が義務付けられている伝達経路

富士市防災行政無線固定系一覧表

I 基地局

設置場所	富士市永田町1-100 富士市消防防災庁舎				
識別信号	こうほうふじ	出力	5W	周波数	69.180MHz
	こうほうふじ	出力	デジタル5W	周波数	65.315MHz
沿革	昭和33年11月21日	開局（よしわらしやくしよ）			
	昭和41年11月1日	識別信号変更（ふじしやくしよ）			
	昭和45年4月14日	設置場所変更 消防署（津田52-2）から市庁舎			
	昭和56年4月17日	周波数及び識別信号変更			
	平成2年3月9日	設備改良工事（デジタル/アナログ併用方式採用）			
	平成13年3月27日	設置場所変更（市庁舎から消防防災庁舎）			
	平成19年2月20日	出力変更（2W→5W）			
	平成21年3月31日	デジタル電波出力開始（5W）			

II 屋外受信局 402局（うち 簡易受信局3局）

選局1	グループ1			
選局2	F11（F101）			
地区名	浮島			
コール	Aコール		Bコール	
	No.	受信局名	No.	受信局名
1	1	浮島1	294	浮島1東
2	2	浮島2	168	浮島東
3	3	浮島3		
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
計	3		2	

選局1	グループ2			
選局2	F12（F102）			
地区名	吉永南			
コール	Aコール		Bコール	
	No.	受信局名	No.	受信局名
1	21	西比奈	170	中比奈
2	12	東比奈	171	中比奈東
3	189	東比奈2丁目	184	富士岡渋脇
4	269	東比奈北		
5	20	富士岡入町		
6	257	富士岡渋脇西		
7	19	富士岡花守		
8	13	富士岡本花守		
9				
10				
11				
12				
13				
計	8		3	

選局2	F21（F121）			
地区名	須津			
コール	Aコール		Bコール	
	No.	受信局名	No.	受信局名
1	5	江尾2	10	江尾1
2	9	神谷	169	江尾2東
3	224	神谷1	246	神谷3北
4	8	川尻町	6	中里町3
5	11	中里2	4	中里八幡町
6	212	中里4	306	中里八幡南
7	335	江尾2北	7	増川町
8	319	増川町1	342	江尾公園
9				
10				
11				
計	8		8	

選局2	F22（F122）			
地区名	吉永北			
コール	Aコール		Bコール	
	No.	受信局名	No.	受信局名
1	18	石井町	248	陽光台町
2	14	鵜無ヶ淵	318	鵜無ヶ淵2
3	16	桑崎		
4	15	勢子辻		
5	17	間門		
6				
7				
8				
9				
10				
11				
計	5		2	

選局2	F31（F131）			
地区名				
コール	Aコール		Bコール	
	No.	受信局名	No.	受信局名
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
計				

選局2	F32（F132）			
地区名	原田			
コール	Aコール		Bコール	
	No.	受信局名	No.	受信局名
1	23	宇東川	22	原田
2	28	宇東川会館	24	吉原中島
3	27	北滝川	225	宇東川本町
4	25	三ッ沢		
5	26	南滝川		
6	194	原田2		
7	220	原田2北		
8	305	東滝川		
9				
10				
11				
計	8		3	

選局 1	グループ 3			
選局 2	F 13 (F 103)			
地区名	広見			
コール	Aコール		Bコール	
	No.	受信局名	No.	受信局名
1	55	木の宮	251	石坂 4
2	86	久保町	262	茶の木平
3	236	桜ヶ丘町	263	広見町 6
4	250	広見新町	320	美原町 2
5	46	広見町	340	若松 1 北
6	177	美原		
7	252	若松町 1		
8	253	若松町 2		
9	254	若松町 3		
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
計	9		5	

選局 1	グループ 4			
選局 2	F 14 (F 104)			
地区名	今泉			
コール	Aコール		Bコール	
	No.	受信局名	No.	受信局名
1	44	石坂	314	石坂町 3
2	49	一の宮	54	今泉 1
3	247	一の宮 2	45	鍛冶町
4	50	今泉 7	299	上和田
5	270	新橋東	41	栄町
6	53	駿河台	47	新橋
7	160	富士見町	211	駿河台 4
8	188	依田橋南	298	田宿
9	42	依田橋	200	吹上
10			313	吉原緑ヶ丘
11				
12				
13				
14				
15				
16				
計	9		10	

選局 2	F 23 (F 123)			
地区名	富士見台			
コール	Aコール		Bコール	
	No.		No.	
1	51	一色町	258	一色東
2	48	今宮	234	神戸 1
3	233	今宮北	205	神戸 2
4	52	萩の原	158	富士見台
5	255	神戸 1 北	178	富士見台南
6	43	神戸町	303	一色西
7	265	富士見台北	196	富士見台市営住宅
8	309	富士見台西		
9	264	富士見台東		
10	322	富士見台 4		
11				
12				
13				
14				
15				
16				
計	10		7	

選局 2	F 24 (F 124)			
地区名	吉原			
コール	Aコール		Bコール	
	No.		No.	
1	61	荒田島	302	青島
2	273	国久保北	67	国久保
3	56	市役所 (8)	268	新通町
4	210	高嶺町	199	住吉町
5	58	南町公園	60	津田
6	312	八代町南	62	東国久保
7	57	吉原 5	278	南町
8	63	吉原公園	323	宮町
9	59	依田原	159	八代町
10	348	荒田島東		
11				
12				
13				
14				
15				
16				
計	10		9	

選局 2	F 33 (F 133)			
地区名	津波			
コール	Aコール		Bコール	
	No.		No.	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
計				

選局 2	F 34 (F 134)			
地区名	伝法			
コール	Aコール		Bコール	
	No.		No.	
1	65	上田端	70	田端町
2	66	伝法町 1	180	長者町
3	72	伝法町 2	73	千代田町
4	230	日乃出町	186	伝法 1 東
5	68	三日市	213	伝法 2 北
6	261	宮の上	279	伝法 3
7	64	吉原上中	138	中桁
8			324	中桁 2
9			277	弥生町
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
計	7		9	

選局 1	グループ 5			
選局 2	F 15 (F 105)			
地区名	大淵南			
コール	Aコール		Bコール	
	No.	受信局名	No.	受信局名
1	231	穴原町 1	90	穴原町
2	232	穴原町 2	83	境町
3	84	大久保	242	城山北
4	79	大淵 2	267	城山南
5	237	大淵町 1	201	中野町 2
6	222	大峯	280	中野町西
7	82	落合町	307	八王子 2 南
8	172	片倉	274	八王子本町北
9	190	希望ヶ丘	286	大久保南
10	87	城山町	325	総合運動公園
11	74	中野町	285	三ッ倉南
12	235	中野町 1		
13	85	八王子 1		
14	223	八王子 2		
15	80	八王子本町		
16	75	三ッ倉		
計	16		11	

選局 1	グループ 6			
選局 2	F 16 (F 106)			
地区名	元吉原			
コール	Aコール		Bコール	
	No.	受信局名	No.	受信局名
1	34	今井毘沙門町	266	今井
2	281	大野町西	29	今井東町
3	296	柏原 1 東	185	今井本町
4	249	柏原町 3	40	大野町
5	30	鈴川 3	37	柏原 1
6	297	鈴川 5 北	32	柏原町 2
7	33	鈴川浜町	35	鈴川 1
8	38	田中町	36	鈴川 5
9	39	西田中	31	桧町
10	276	東田子の浦	330	元吉原南
11	329	柏原 2 北	331	鈴川西
12	337	マリンプール		
13				
14				
15				
16				
計	12		11	

選局 2	F 25 (F 125)			
地区名	大淵北			
コール	Aコール		Bコール	
	No.	受信局名	No.	受信局名
1	243	岩倉誠信会	256	富士本西 2
2	77	大富町	317	丸火
3	78	大淵 3		
4	89	大淵 3 南		
5	81	次郎長		
6	88	富士本中		
7	76	富士本西		
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
計	7		2	

選局 2	F 26 (F 126)			
地区名	田子浦南			
コール	Aコール		Bコール	
	No.	受信局名	No.	受信局名
1	101	小須	106	旭化成
2	92	鮫島	98	五軒屋
3	94	三四軒屋	315	下川成
4	107	自由ヶ丘	300	自由ヶ丘西
5	215	新浜北	97	新浜西
6	287	田子の浦港	105	田子
7	102	千鳥町	275	中丸南
8	104	中丸	100	前田新田
9	93	平松団地	260	宮島新田西
10	291	富士川河口	226	靖国
11	292	富士川緑地公園	338	田子の浦港2
12	95	前田	339	自由ヶ丘団地
13	99	宮島新田	341	富士川河口2 (一)
14	293	靖国南		
15	334	入道樋門		
16	343	田子浦中央ふ頭		
17	803	新浜北2		
計	17		13	

選局 2	F 35 (F 135)			
地区名				
コール	Aコール		Bコール	
	No.	受信局名	No.	受信局名
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
計				

選局 2	F 36 (F 136)			
地区名	田子浦北			
コール	Aコール		Bコール	
	No.	受信局名	No.	受信局名
1	91	川成島	176	上五貫島
2	96	五貫島	271	東宮島 2
3	103	西宮島	295	東宮島 3
4	207	東宮島	290	柳島日東東
5	216	柳島	801	宮島簡易
6	165	柳島日東		
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
計	6		5	

選局 1	グループ 7			
選局 2	F 17 (F 107)			
地区名	駅南			
コール	Aコール		Bコール	
	No.	受信局名	No.	受信局名
1	111	上横割	115	下横割北
2	113	水戸島 2	183	十兵衛
3	221	水戸島下 2	110	水戸島本町
4	109	森島	114	宮下
5	116	森島西	272	森島東
6	289	森島西 2		
7	182	森島南		
8	108	横割 2		
9	327	宮下南		
10	301	水戸島中		
11				
12				
13				
14				
15				
16				
計	10		5	

選局 1	グループ 8			
選局 2	F 18 (F 108)			
地区名	岩松南			
コール	Aコール		Bコール	
	No.	受信局名	No.	受信局名
1	241	四丁河原下 2	181	四丁河原下
2	203	橋下 2	174	四丁河原南
3			164	橋下
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
計	2		3	

選局 2	F 27 (F 127)			
地区名	駅北 1			
コール	Aコール		Bコール	
	No.	受信局名	No.	受信局名
1	229	高島南	129	川原宿
2	132	蓼原	118	市民センター (8)
3	124	藤間	218	蓼原 2
4	336	富士交流プラザ	120	本市場 1
5	347	富士本町	310	本市場 2 南
6			121	柚木
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
計	5		6	

選局 2	F 28 (F 128)			
地区名	岩松北			
コール	Aコール		Bコール	
	No.	受信局名	No.	受信局名
1	133	岩松	135	旭町
2	136	岩本山団地	162	浦町
3	134	四丁河原上	175	新町
4	259	水神	316	滝戸
5	245	羽淵	209	富士上中
6	161	林町	195	湯沢平
7	244	万野	163	四ッ家
8	288	四ッ家北	214	四ッ家 2
9	326	岩本山公園	227	四丁河原東
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
計	9		9	

選局 2	F 37 (F 137)			
地区名	駅北 2			
コール	Aコール		Bコール	
	No.	受信局名	No.	受信局名
1	202	国久	130	五味島
2	204	高島	127	浅間町
3	119	塔の木	283	長通町
4	282	中島新道町	126	富士中島上
5	208	富士中島下 2	117	富士中島下
6	125	平垣八幡町	217	平垣北
7	228	松本東	122	松本本町
8	173	松本	131	本市場新田
9	123	本市場 2		
10	128	柚木北		
11	191	柚木西		
12				
13				
14				
15				
16				
計	11		8	

選局 2	F 38 (F 138)			
地区名	一括無効			
コール	Aコール		Bコール	
	No.	受信局名	No.	受信局名
1	332	十里木		
2	333	こどもの国		
3	345	富士川左岸堤防1		
4	346	富士川左岸堤防2		
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
計	4			

選局 1	グループ 9			
選局 2	F 19 (F 109)			
地区名	丘			
コール	Aコール		Bコール	
	No.	受信局名	No.	受信局名
1	143	厚原北	197	厚原北 2
2	137	厚原中	308	厚原東 2
3	140	厚原西	304	片宿西
4	240	厚原西 2	328	厚原北 3
5	139	厚原東		
6	142	厚原南		
7	166	丘		
8	71	片宿町		
9	69	傘木		
10	239	傘木北		
11	187	末広		
12	141	横道下		
13				
14				
15				
16				
計	12		4	

選局 2	F 29 (F 129)			
地区名	鷹岡			
コール	Aコール		Bコール	
	No.	受信局名	No.	受信局名
1	206	入山瀬西 2	151	入山瀬天王町
2	148	久沢北	152	入山瀬西
3	144	久沢新田	321	久沢北 2
4	146	久沢西	147	久沢東
5	198	久沢西 2	238	久沢東 2
6	145	久沢南	219	久沢南 2
7	150	鷹岡本町 1	284	鷹岡中学校
8	179	鷹岡本町 3	149	鷹岡本町
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
計	8		8	

選局 2	F 39 (F 139)			
地区名	天間			
コール	Aコール		Bコール	
	No.	受信局名	No.	受信局名
1	156	天間川坂	154	天間北
2	192	天間北 2	157	天間沢上
3	153	天間田代	155	天間南
4	193	天間東	344	天間北 2
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
計	4		4	

選局 1	グループ 1 0			
選局 2	F 110			
地区名	富士川			
コール	Aコール		Bコール	
	No.	受信局名	No.	受信局名
1	501	大楽窪	505	東町 2
2	502	幸町 1	507	東町 1 - 2
3	503	小池	509	本通 4
4	504	中之郷日の出町	510	本通 1
5	506	東町 1 - 1	511	中之郷宮町 1
6	508	幸町 2	513	新町本町
7	512	中之郷宮町 2	516	川坂
8	514	四十九町	517	岩淵旭町
9	515	中之郷新町	519	相生町
10	518	坂下	521	舟山町
11	520	上町	527	相生町 2
12	522	吉津	528	吉津 2
13	523	小山		
14	524	室野		
15	525	木島		
16	526	岩淵旭町 2		
17	529	本通 3		
18	555	富士川まちづくりセンター		
計	18		12	

選局 2	F 130			
地区名	松野			
コール	Aコール		Bコール	
	No.	受信局名	No.	受信局名
1	531	水の口	530	根方
2	533	南松野	532	吉添
3	534	中山	540	八幡町 1
4	535	矢所	542	清水町
5	536	平清水	544	富士松野
6	537	粒良野	546	北松野 2
7	538	池野	547	山田
8	539	三十坂	553	大北 2
9	541	八幡町 2		
10	543	中野台 1		
11	545	北松野 1		
12	548	大北		
13	549	大北口和		
14	550	鍵穴		
15	551	大代		
16	552	南松野 2		
17	554	中野台 2		
計	17		8	

富士市防災行政無線移動系一覧表

I 基地局

常置場所	富士市永田町1-100 富士市消防防災庁舎				
識別信号	ぎょうせいふじ	出力	5W	周波数	268.29375MHz
沿革	1	昭和50年10月31日	開局（識別信号 ぎょうせいふじ・周波数 153.49MHz）		
	2	昭和60年2月21日	識別信号、周波数変更(466.812MHz)		
	3	平成13年3月27日	基地局常置場所変更(市役所本庁から消防防災庁舎)		
	4	平成17年5月	各支部・地区班の系統を整理し、機器を更新		
	5	平成20年11月	西部地区に富士川・松野地区追加		
	6	令和元年9月	デジタル変調方式へ移行		

II 移動局

	部班名	可搬型 5W	電話	常置場所
中部ブロック	吉原地区班	ふじ 102	53-1580	吉原まちづくりセンター
	伝法地区班	ふじ 103	51-4091	伝法まちづくりセンター
	今泉地区班	ふじ 104	51-4200	今泉まちづくりセンター
	青葉台地区班	ふじ 105	22-0600	青葉台まちづくりセンター
東部ブロック	吉永原地区班	ふじ 106	34-1014	吉永まちづくりセンター
	元吉原地区班	ふじ 107	33-0170	元吉原まちづくりセンター
	須津地区班	ふじ 108	34-0004	須津まちづくりセンター
	浮島地区班	ふじ 109	38-0930	浮島まちづくりセンター
	原田地区班	ふじ 110	52-0124	原田まちづくりセンター
北部ブロック	富士見台地区班	ふじ 111	21-7102	富士見台まちづくりセンター
	神戸地区班	ふじ 112	21-2203	神戸まちづくりセンター
	吉永北地区班	ふじ 113	21-3559	吉永北まちづくりセンター
	大淵地区班	ふじ 114	35-0002	大淵まちづくりセンター
南部ブロック	富士駅北地区班	ふじ 115	63-5211	富士駅北まちづくりセンター
	富士北地区班	ふじ 116	64-0099	富士北まちづくりセンター
	富士駅南地区班	ふじ 117	63-2625	富士駅南まちづくりセンター
	田子浦地区班	ふじ 118	63-5209	田子浦まちづくりセンター
	富士南地区班	ふじ 119	64-3632	富士南まちづくりセンター
西部ブロック	岩松地区班	ふじ 120	63-5210	岩松まちづくりセンター
	岩松北地区班	ふじ 121	60-8008	岩松北まちづくりセンター
	富士川地区班	ふじ 122	81-1111	富士川まちづくりセンター
	松野地区班	ふじ 123	56-1055	松野まちづくりセンター
北西ブロック	鷹岡地区班	ふじ 124	71-3215	鷹岡まちづくりセンター
	広見地区班	ふじ 125	21-3444	広見まちづくりセンター
	天間地区班	ふじ 126	71-4007	天間まちづくりセンター
	丘地区班	ふじ 127	71-3961	丘まちづくりセンター
	地区支援班	ふじ 128	55-2715	防災危機管理課

富士市デジタル防災無線（MCA無線）局番号一覧表

I 管理移動局

No.	個別番号	常 置 場 所	登録名称	種別	グループ
1	001	防災危機管理課（災害対策本部用）	指令局	指令局	※複数待受なし

II 移動局

No.	個別信号	常 置 場 所	登録名称	種別	グループ			
2	002	防災危機管理課（災害対策本部用 2）	災対本 2	携帯局	全てのグループ(24)に登録			
3	003	防災危機管理課（災害対策本部用 3）	災対本 3	携帯局	全てのグループ(24)に登録			
4	004	防災危機管理課（災害対策本部用 4）	災対本 4	携帯局	G 災対本部			
5	005	防災危機管理課（災害対策本部用 5）	災対本 5	携帯局	G 災対本部	4 市協定		
6	006	防災危機管理課（災害対策本部用 6）	災対本 6	携帯局	G 災対本部	4 市協定		
7	007	防災危機管理課（災害対策本部用 7）（地区支援班用 中部）	災対本 7	携帯局	G 災対本部	G 地区拠点	G 中部	
8	008	防災危機管理課（災害対策本部用 8）（地区支援班用 東部）	災対本 8	携帯局	G 災対本部	G 地区拠点	G 東部	
9	009	防災危機管理課（災害対策本部用 9）（地区支援班用 北部）	災対本 9	携帯局	G 災対本部	G 地区拠点	G 北部	
10	010	防災危機管理課（災害対策本部用 10）（地区支援班用 南部）	災対本 10	携帯局	G 災対本部	G 地区拠点	G 南部	
11	011	防災危機管理課（災害対策本部用 11）（地区支援班用 北西部）	災対本 11	携帯局	G 災対本部	G 地区拠点	G 北西部	
12	012	防災危機管理課（災害対策本部用 12）	災対本 12	携帯局	G 災対本部			
13	013	防災危機管理課（災害対策本部用 13）	災対本 13	携帯局	G 災対本部			
14	014	防災危機管理課（災害対策本部用 14）	災対本 14	携帯局	G 災対本部			
15	015	防災危機管理課（災害対策本部用 15）（河川班用）	災対本 15	携帯局	G 災対本部	G 河川班		
16	016	防災危機管理課（災害対策本部用 16）（河川班用）	災対本 16	携帯局	G 災対本部	G 河川班		
17	017	防災危機管理課（災害対策本部用 17）（河川班用）	災対本 17	携帯局	G 災対本部	G 河川班		
18	018	防災危機管理課（災害対策本部用 18）（河川班用）	災対本 18	携帯局	G 災対本部	G 河川班		
19	019	防災危機管理課（災害対策本部用 19）（河川班用）	災対本 19	携帯局	G 災対本部	G 河川班		
20	020	防災車	防災車	車載局	G 災対本部			
21	021	要配慮者支援班	福祉総務課	携帯局	G 福祉部	G 福祉避難		
22	022	道路維持課	道路維持 1	車載局	G 道路班			
23	023	道路維持課	道路維持 2	携帯局	G 道路班			
24	024	河川課	河川課 1	車載局	G 河川班			
25	025	河川課	河川課 2	車載局	G 河川班			
26	026	河川課	河川課 3	携帯局	G 河川班			
27	027	上下水道経営課	上下水経営	携帯局	G 下水道			
28	028	上下水道営業課	上下水営業	携帯局	G 透析			
29	029	下水道施設維持課	下水維持	携帯局	G 下水道			
30	030	東部浄化センター	東部浄化 C	携帯局	G 下水道			
31	031	西部浄化センター	西部浄化 C	携帯局	G 下水道			
32	032	教育総務課	教育総務課	携帯局	G 避難所	G 小学校	G 中学校	G 教育施設
33	033	富士市立中央病院	中央病院	携帯局	G 医療機関	G 災害医療		
34	034	共立蒲原総合病院	蒲原病院	携帯局	G 医療機関	G 災害医療		
35	035	ふじさんめっせ	富士山 M	携帯局				
36	036	まちづくり課	まちづくり	携帯局	G 地区拠点			
37	037	富士駅北まちづくりセンター	富士駅北セ	携帯局	G 地区拠点	G 南部		
38	038	富士北まちづくりセンター	富士北セ	携帯局	G 地区拠点	G 南部		
39	039	富士駅南まちづくりセンター	富士駅南セ	携帯局	G 地区拠点	G 南部		
40	040	田子浦まちづくりセンター	田子浦セ	携帯局	G 地区拠点	G 南部		
41	041	富士南まちづくりセンター	富士南セ	携帯局	G 地区拠点	G 南部		
42	042	岩松まちづくりセンター	岩松セ	携帯局	G 地区拠点	G 西部		
43	043	岩松北まちづくりセンター	岩松北セ	携帯局	G 地区拠点	G 西部		
44	044	富士川まちづくりセンター	富士川セ	携帯局	G 地区拠点	G 西部		
45	045	松野まちづくりセンター	松野セ	半固定局	G 地区拠点	G 西部		
46	046	鷹岡まちづくりセンター	鷹岡セ	携帯局	G 地区拠点	G 北西部		

No.	個別信号	常 置 場 所	登録名称	種別	グループ			
47	047	広見まちづくりセンター	広見セ	携帯局	G 地区拠点	G 北西部		
48	048	天間まちづくりセンター	天間セ	携帯局	G 地区拠点	G 北西部		
49	049	丘まちづくりセンター	丘セ	携帯局	G 地区拠点	G 北西部		
50	050	吉原まちづくりセンター	吉原セ	携帯局	G 地区拠点	G 中部		
51	051	伝法まちづくりセンター	伝法セ	携帯局	G 地区拠点	G 中部		
52	052	今泉まちづくりセンター	今泉セ	携帯局	G 地区拠点	G 中部		
53	053	青葉台まちづくりセンター	青葉台セ	携帯局	G 地区拠点	G 中部		
54	054	吉永まちづくりセンター	吉永セ	携帯局	G 地区拠点	G 東部		
55	055	元吉原まちづくりセンター	元吉原セ	携帯局	G 地区拠点	G 東部		
56	056	須津まちづくりセンター	須津セ	携帯局	G 地区拠点	G 東部		
57	057	浮島まちづくりセンター	浮島セ	携帯局	G 地区拠点	G 東部		
58	058	原田まちづくりセンター	原田セ	携帯局	G 地区拠点	G 東部		
59	059	富士見台まちづくりセンター	富士見台セ	携帯局	G 地区拠点	G 北部		
60	060	神戸まちづくりセンター	神戸セ	携帯局	G 地区拠点	G 北部		
61	061	吉永北まちづくりセンター	吉永北セ	携帯局	G 地区拠点	G 北部		
62	062	大淵まちづくりセンター	大淵セ	携帯局	G 地区拠点	G 北部		
63	063	富士第一小学校	富士一小	携帯局	G 避難所	G 小学校	G 南部	G 教育施設
64	064	富士中央小学校	中央小	携帯局	G 避難所	G 小学校	G 南部	G 教育施設
65	065	富士第二小学校	富士二小	携帯局	G 避難所	G 小学校	G 南部	G 教育施設
66	066	田子浦小学校	田子浦小	携帯局	G 避難所	G 小学校	G 南部	G 教育施設
67	067	富士南小学校	富士南小	携帯局	G 避難所	G 小学校	G 南部	G 教育施設
68	068	岩松小学校	岩松小	携帯局	G 避難所	G 小学校	G 西部	G 教育施設
69	069	岩松北小学校	岩松北小	携帯局	G 避難所	G 小学校	G 西部	G 教育施設
70	070	富士川第一小学校	富士川一小	携帯局	G 避難所	G 小学校	G 西部	G 教育施設
71	071	防災危機管理課（災害対策本部用 4 5）	災対本 4 5	半固定局	G 災対本部			
72	072	鷹岡小学校	鷹岡小	携帯局	G 避難所	G 小学校	G 北西部	G 教育施設
73	073	広見小学校	広見小	携帯局	G 避難所	G 小学校	G 北西部	G 教育施設
74	074	天間小学校	天間小	携帯局	G 避難所	G 小学校	G 北西部	G 教育施設
75	075	丘小学校	丘小	携帯局	G 避難所	G 小学校	G 北西部	G 教育施設
76	076	吉原小学校	吉原小	携帯局	G 避難所	G 小学校	G 中部	G 教育施設
77	077	伝法小学校	伝法小	携帯局	G 避難所	G 小学校	G 中部	G 教育施設
78	078	今泉小学校	今泉小	携帯局	G 避難所	G 小学校	G 中部	G 教育施設
79	079	青葉台小学校	青葉台小	携帯局	G 避難所	G 小学校	G 中部	G 教育施設
80	080	吉永第一小学校	吉永一小	携帯局	G 避難所	G 小学校	G 東部	G 教育施設
81	081	元吉原小学校	元吉原小	携帯局	G 避難所	G 小学校	G 東部	G 教育施設
82	082	須津小学校	須津小	携帯局	G 避難所	G 小学校	G 東部	G 教育施設
83	083	東小学校	東小	携帯局	G 避難所	G 小学校	G 東部	G 教育施設
84	084	原田小学校	原田小	携帯局	G 避難所	G 小学校	G 東部	G 教育施設
85	085	富士見台小学校	富士見台小	携帯局	G 避難所	G 小学校	G 北部	G 教育施設
86	086	神戸小学校	神戸小	携帯局	G 避難所	G 小学校	G 北部	G 教育施設
87	087	吉永第二小学校	吉永二小	携帯局	G 避難所	G 小学校	G 北部	G 教育施設
88	088	大淵第一小学校	大淵一小	携帯局	G 避難所	G 小学校	G 北部	G 教育施設
89	089	大淵第二小学校	大淵二小	携帯局	G 避難所	G 小学校	G 北部	G 教育施設
90	090	富士中学校	富士中	携帯局	G 避難所	G 中学校	G 南部	G 教育施設
91	091	富士南中学校	富士南中	携帯局	G 避難所	G 中学校	G 南部	G 教育施設
92	092	田子浦中学校	田子浦中	携帯局	G 避難所	G 中学校	G 南部	G 教育施設
93	093	岩松中学校	岩松中	携帯局	G 避難所	G 中学校	G 西部	G 教育施設
94	094	富士川第一中学校	富士川一中	携帯局	G 避難所	G 中学校	G 西部	G 教育施設
95	095	松野学園	松野学園	半固定局	G 避難所	G 中学校	G 西部	G 教育施設
96	096	鷹岡中学校	鷹岡中	携帯局	G 避難所	G 中学校	G 北西部	G 教育施設
97	097	岳陽中学校	岳陽中	携帯局	G 避難所	G 中学校	G 北西部	G 教育施設
98	098	吉原第一中学校	吉原一中	携帯局	G 避難所	G 中学校	G 中部	G 教育施設
99	099	吉原第二中学校	吉原二中	携帯局	G 避難所	G 中学校	G 中部	G 教育施設
100	100	吉原第三中学校	吉原三中	携帯局	G 避難所	G 中学校	G 東部	G 教育施設

No.	個別信号	常 置 場 所	登録名称	種別	グループ			
101	101	元吉原中学校	元吉原中	携帯局	G 避難所	G 中学校	G 東部	G 教育施設
102	102	須津中学校	須津中	携帯局	G 避難所	G 中学校	G 東部	G 教育施設
103	103	吉原東中学校	東中	携帯局	G 避難所	G 中学校	G 東部	G 教育施設
104	104	吉原北中学校	吉原北中	携帯局	G 避難所	G 中学校	G 北部	G 教育施設
105	105	大淵中学校	大淵中	携帯局	G 避難所	G 中学校	G 北部	G 教育施設
106	106	富士市立高等学校	市立高校	携帯局	G 避難所	G 東部	G 教育施設	
107	107	県立富士高等学校	富士高	携帯局	G 避難所	G 南部		
108	108	県立吉原高等学校	吉高	携帯局	G 避難所	G 中部		
109	109	県立富士東高等学校	富士東高	携帯局	G 避難所	G 東部		
110	110	私立富士見高等学校	富士見高	携帯局	G 避難所	G 南部		
111	111	市立天間幼稚園	天間幼稚園	携帯局	G 避難所	G 北西部	G 幼稚園	G 福祉部
112	112	市立岩本保育園	岩本保育園	携帯局	G 避難所	G 西部	G 保育園	G 福祉部
113	113	市立柏原保育園	柏原保育園	携帯局	G 避難所	G 東部	G 保育園	G 福祉部
114	114	富士川体育館	富士川体育	携帯局	G 避難所	G 西部		
115	115	フィランセ	フィランセ	携帯局	G 医療機関	G 救護所	G 災害医療	
116	116	医師会	医師会	携帯局	G 医療機関	G 救護所	G 災害医療	
117	117	芦川病院	芦川病院	携帯局	G 医療機関	G 災害医療		
118	118	川村病院	川村病院	携帯局	G 医療機関	G 災害医療		
119	119	聖隷富士病院	聖隷病院	携帯局	G 医療機関	G 災害医療		
120	120	富士市立看護専門学校	看護専学校	携帯局	G 医療機関	G 災害医療		
121	121	大富士病院	大富士病院	携帯局	G 医療機関	G 災害医療		
122	122	富士整形外科病院	富士整形	携帯局	G 医療機関	G 災害医療		
123	123	湖山リハビリテーション病院	湖山病院	携帯局	G 医療機関	G 災害医療		
124	124	新富士病院	新富士病院	携帯局	G 医療機関	G 災害医療		
125	125	富士いきいき病院	いきりハ病	携帯局	G 医療機関	G 災害医療		
126	126	鷹岡病院	鷹岡病院	携帯局	G 医療機関	G 災害医療		
127	127	聖明病院	聖明病院	携帯局	G 医療機関	G 災害医療		
128	128	伝法まちづくりセンター（救護所用）	吉原一中救	携帯局	G 救護所	G 中部	G 災害医療	
129	129	丘まちづくりセンター（救護所用）	岳陽中救	携帯局	G 救護所	G 北西部	G 災害医療	
130	130	元吉原まちづくりセンター（救護所用）	元吉原中救	携帯局	G 救護所	G 東部	G 災害医療	
131	131	須津まちづくりセンター（救護所用）	須津中救	携帯局	G 救護所	G 東部	G 災害医療	
132	132	吉永まちづくりセンター（救護所用）	市立高校救	携帯局	G 救護所	G 東部	G 災害医療	
133	133	原田まちづくりセンター（救護所用）	吉原三中救	携帯局	G 救護所	G 東部	G 災害医療	
134	134	大淵まちづくりセンター（救護所用）	大淵中救	携帯局	G 救護所	G 北部	G 災害医療	
135	135	富士南まちづくりセンター（救護所用）	富士南中救	携帯局	G 救護所	G 南部	G 災害医療	
136	136	田子浦まちづくりセンター（救護所用）	田子浦中救	携帯局	G 救護所	G 南部	G 災害医療	
137	137	岩松北まちづくりセンター（救護所用）	岩松中救	携帯局	G 救護所	G 西部	G 災害医療	
138	138	鷹岡まちづくりセンター（救護所用）	鷹岡中救	携帯局	G 救護所	G 北西部	G 災害医療	
139	139	富士川まちづくりセンター（救護所用）	ふじかわ救	携帯局	G 救護所	G 西部	G 災害医療	
140	140	富士北まちづくりセンター（救護所用）	富士中救	携帯局	G 救護所	G 南部	G 災害医療	
141	141	松野まちづくりセンター（救護所用）	松野セ救	携帯局	G 救護所	G 西部	G 災害医療	
142	142	保健医療課	保健医療課	携帯局	G 救護所	G 医療機関	G 災害医療	G 透析
143	143	今泉まちづくりセンター（救護所用）	吉原二中救	携帯局	G 救護所	G 中部	G 災害医療	
144	144	富士見台まちづくりセンター（救護所用）	吉原北中救	携帯局	G 救護所	G 北部	G 災害医療	
145	145	防災危機管理課（災害対策本部用 2 0）（下水道班用）	災対本 2 0	携帯局	G 災対本部	G 下水道		
146	146	防災危機管理課（災害対策本部用 2 1）（下水道班用）	災対本 2 1	携帯局	G 災対本部	G 下水道		
147	147	防災危機管理課（災害対策本部用 2 2）（下水道班用）	災対本 2 2	携帯局	G 災対本部	G 下水道		
148	148	防災危機管理課（災害対策本部用 2 3）（下水道班用）	災対本 2 3	携帯局	G 災対本部	G 下水道		
149	149	防災危機管理課（災害対策本部用 2 4）（下水道班用）	災対本 2 4	携帯局	G 災対本部	G 下水道		
150	150	防災危機管理課（災害対策本部用 2 5）（下水道班用）	災対本 2 5	携帯局	G 災対本部	G 下水道		

No.	個別信号	常 置 場 所	登録名称	種別	グループ			
151	151	防災危機管理課（災害対策本部用 2 6）（下水道班用）	災対本 2 6	携帯局	G 災対本部	G 下水道		
152	152	防災危機管理課（災害対策本部用 2 7）（下水道班用）	災対本 2 7	携帯局	G 災対本部	G 下水道		
153	153	防災危機管理課（災害対策本部用 2 8）（道路班用）	災対本 2 8	携帯局	G 災対本部	G 道路班		
154	154	防災危機管理課（災害対策本部用 2 9）（道路班用）	災対本 2 9	携帯局	G 災対本部	G 道路班		
155	155	防災危機管理課（災害対策本部用 3 0）（道路班用）	災対本 3 0	携帯局	G 災対本部	G 道路班		
156	156	防災危機管理課（災害対策本部用 3 1）（道路班用）	災対本 3 1	携帯局	G 災対本部	G 道路班		
157	157	防災危機管理課（災害対策本部用 3 2）（道路班用）	災対本 3 2	携帯局	G 災対本部	G 道路班		
158	158	建設総務課	建設総務課	携帯局	G 災対本部	G 道路班		
159	159	富士土木事務所	富士土木	携帯局				
160	160	防災危機管理課（災害対策本部用 3 5）（地区支援班用 西部）	災対本 3 5	半固定局	G 災対本部	G 地区拠点	G 西部	
161	161	松野こども園	松野こども	半固定局	G 福祉部			
162	162	社会福祉協議会	社協	可搬局	G 福祉避難			
163	163	東部市民プラザ	東部市民プ	可搬局	G 福祉避難			
164	164	鷹岡市民プラザ	鷹岡市民プ	可搬局	G 福祉避難			
165	165	防災危機管理課（災害対策本部用 5 1）	災対本 5 1	可搬局	G 災対本部			
166	166	田子浦荘	田子浦荘	可搬局	G 福祉避難			
167	167	シャローム富士川	シャローム	可搬局	G 福祉避難			
168	168	防災危機管理課（災害対策本部用 3 6）	災対本 3 6	可搬局	G 災対本部			
169	169	防災危機管理課（災害対策本部用 3 7）	災対本 3 7	可搬局	G 災対本部			
170	170	防災危機管理課（災害対策本部用 3 8）	災対本 3 8	可搬局	G 災対本部			
171	171	防災危機管理課（再送信用 1）	再送信 1	半固定局				
172	172	防災危機管理課（再送信用 2）	再送信 2	半固定局				
173	173	防災危機管理課（内線電話接続用 1）	S L T 1	半固定局				
174	174	防災危機管理課（内線電話接続用 2）	S L T 2	半固定局				
175	175	防災危機管理課（内線電話接続用 3）	S L T 3	半固定局				
176	176	防災危機管理課（内線電話接続用 4）	S L T 4	半固定局				
177	177	防災危機管理課（内線電話接続用 5）	S L T 5	半固定局				
178	178	教育プラザ	教育プラザ	携帯局	G 教育施設			
179	179	福祉キャンパス	福祉キャン	携帯局	G 福祉部			
180	180	こども発達センター	発達セ	携帯局	G 福祉部			
181	181	新環境クリーンセンター	新環クリ	携帯局				
182	182	斎場	斎場	携帯局				
183	183	少年自然の家	自然の家	携帯局	G 教育施設			
184	184	岳南排水路管理組合	岳排	携帯局	G 下水道			
185	185	防災危機管理課（災害対策本部用 3 9）（教育部施設班用）	災対本 3 9	携帯局	G 災対本部	G 教育施設		
186	186	ロゼシアター	ロゼ	携帯局				
187	187	振興公社総務課	公社総務	携帯局				
188	189	総合体育館	総合運動	携帯局				
189	190	富士警察署	富士警察	携帯局				
190	191	富士コミュニティFM放送局	ラジオFM	携帯局				
191	192	海上保安庁田子浦分室	海保田子浦	携帯局				
192	193	田子の浦港管理事務所	田子浦管理	携帯局				
193	194	東京電力パワーグリッド㈱富士支社	東電	携帯局				
194	195	加島の郷	加島の郷	携帯局	G 福祉避難			
195	196	静岡ガス㈱東部支社	静岡ガス	携帯局				
196	197	J R 東海㈱富士駅	J R 保線	携帯局				
197	198	J R 東海㈱新富士駅	J R 新富士	携帯局				
198	199	岳南電車㈱	岳南電車	携帯局				
199	200	第一保育園	第一保育園	携帯局	G 保育園	G 福祉部		
200	201	第二保育園	第二保育園	携帯局	G 保育園	G 福祉部		

No.	個別信号	常 置 場 所	登録名称	種別	グループ			
201	202	第三保育園	第三保育園	携帯局	G 保育園	G 福祉部		
202	203	防災危機管理課（災害対策本部用 4 6）	災対本 4 6	携帯局	G 災対本部			
203	204	防災危機管理課（災害対策本部用 5 2）	災対本 5 2	携帯局	G 災対本部			
204	205	防災危機管理課（災害対策本部用 5 3）	災対本 5 3	携帯局	G 災対本部			
205	206	蓼原保育園	蓼原保育園	携帯局	G 保育園	G 福祉部		
206	207	南保育園	南保育園	携帯局	G 保育園	G 福祉部		
207	208	防災危機管理課（災害対策本部用 4 7）	災対本 4 7	携帯局	G 災対本部			
208	209	なかじま保育園	なかじま保	携帯局	G 保育園	G 福祉部		
209	210	防災危機管理課（災害対策本部用 4 8）	災対本 4 8	携帯局	G 災対本部			
210	211	鷹岡保育園	鷹岡保育園	携帯局	G 保育園	G 福祉部		
211	212	防災危機管理課（災害対策本部用 4 9）	災対本 4 9	携帯局	G 災対本部			
212	213	浅間保育園	浅間保育園	携帯局	G 保育園	G 福祉部		
213	214	てんま保育園	てんま保育	携帯局	G 保育園	G 福祉部		
214	215	防災危機管理課（災害対策本部用 4 0）	災対本 4 0	携帯局	G 災対本部			
215	216	防災危機管理課（災害対策本部用 5 0）	災対本 5 0	携帯局	G 災対本部			
216	217	防災危機管理課（災害対策本部用 4 1）	災対本 4 1	携帯局	G 災対本部			
217	218	昭和幼稚園	昭和幼稚園	携帯局	G 幼稚園	G 福祉部		
218	219	防災危機管理課（災害対策本部用 4 3）	災対本 4 3	携帯局	G 災対本部			
219	220	防災危機管理課（災害対策本部用 4 4）	災対本 4 4	携帯局	G 災対本部			
220	221	田子浦幼稚園	田子浦幼稚	携帯局	G 幼稚園	G 福祉部		
221	222	福祉総務課	災対本 4 2	携帯局	G 福祉部	G 福祉避難		
222	223	岩松幼稚園	岩松幼稚園	携帯局	G 幼稚園	G 福祉部		
223	224	みなみっこ	みなみっこ	携帯局	G 幼稚園	G 福祉部		
224	225	富士川第一幼稚園	富士川一幼	携帯局	G 幼稚園	G 福祉部		
225	226	建設業組合	建設業組合	携帯局				
226	227	医師会長（望月医院）	医師会長	携帯局	G 医療機関	G 災害医療		
227	228	静岡県立富士特別支援学校	県特支学校	携帯局	G 福祉部			
228	229	保育幼稚園課	保育幼稚園	携帯局	G 保育園	G 幼稚園	G 福祉部	
229	230	すどの杜	すどの杜	携帯局	G 福祉避難			
230	231	鑑石園	鑑石園	携帯局	G 福祉避難			
231	232	みぎわ園	みぎわ園	携帯局	G 福祉避難			
232	233	月のあかり	月のあかり	携帯局	G 福祉避難			
233	234	天間荘	天間荘	携帯局	G 福祉避難			
234	235	あおば	あおば	携帯局	G 福祉避難			
235	501	富士市立中央病院	中央病院	携帯局	G 透析			
236	502	富士第一クリニック	富士第一ク	携帯局	G 透析			
237	503	聖隷富士病院	聖隷富士	携帯局	G 透析			
238	504	新富士病院	新富士病院	携帯局	G 透析			
239	505	東名富士クリニック	東名富士ク	携帯局	G 透析			
240	506	加藤クリニック	加藤ク	携帯局	G 透析			
241	507	共立蒲原総合病院	蒲原病院	携帯局	G 透析			
242	508	もといちばクリニック	もといちばク	携帯局	G 透析			

グループ一覧

1 災害対策本部	9 南部	17 保育園
2 地区拠点	10 北部	18 幼稚園
3 避難所	11 北西部	19 教育施設
4 災害医療	12 中部	20 小学校
5 救護所	13 道路班	21 中学校
6 医療機関	14 河川班	22 画像
7 東部	15 下水道	23 透析
8 西部	16 福祉部	24 福祉避難

防災相互通信用無線局一覧表

No.	識別信号	局種	出力	周波数	常置場所
1	ふじぼうたい 1	移動局	5 w	158.35MHz	情報指令課
2	ふじぼうたい 2	移動局	5 w	158.35MHz	防災危機管理課
3	ふじ 1 0 1	移動局	5 w	466.775MHz	防災危機管理課

防災相互通信用無線局について

防災関係機関が持つ移動無線機により相互間の通信を行う場合の無線通信方法である。

(1) 開設の経緯

昭和 50 年 3 月に開催された中央非常無線通信協議会定期総会において、非常災害の場合に防災活動を実施する防災関係機関がそれぞれ相互に通信を行う事ができる専用の共通周波数の割当を郵政省に要望することが採択された。郵政省においては、この要望に基づき検討した結果、災害現地で警察、消防、海上保安等の防災関係機関が協力して円滑な防災活動を実施するためには、これらの機関相互間で被害の状況、防災活動の推進等に関する情報を迅速に交換する必要があることを認め、そのために全国共通の 150MHz 帯専用周波数を選定して、これを使用する無線局の開設を認めることとし、昭和 50 年 10 月 23 日付けで次のとおり「防災相互通信用無線局の免許方針」が決定され、同日付をもって地方電波管理局長あてに通達された。

(2) 防災相互通信用無線局の免許方針

防災(注)に関係する行政機関、公共機関、地方公共団体、協議会等の団体相互間で防災対策に関する通信（以下「防災相互通信」という。）を行う無線局の免許は、次により行うものとする。

（注） 災害対策基本法第 2 条の規定による「災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ること。」をいう。

ア、免許団体

防災相互通信を行う無線局の免許は、次の者に付与することができるものとする。

- a 防災関係機関（災害対策基本法第 2 条に規定する指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関をいう。以下同じ。）
- b 地方公共団体
- c 地域防災関係団体（地域の防災対策を実施するため、防災関係機関の出先機関、地方公共団体、地方公共団体の出先機関、企業者等によって組織された団体をいう。以下同じ）

イ、無線局の種別

防災相互通信を行う無線局は、陸上移動業務及び携帯移動業務の無線局とする。

ウ、周波数等

使用する周波数等は、次によるものとする。

・ 150MHz 帯

- a 電波の形式 F 3 E
- b 周 波 数 158.35MHz
- c 空中線電力

（ア）航空機にとう載する携帯局及び地域防災関係団体の無線局………1 ワット以下

（イ）ア以外の無線局………10 ワット以下

・ 400MHz 帯

- a 電波の形式 F 3 E
- b 周 波 数 466. 775MHz
- c 空中線電力

- (ア) 航空機に搭載する携帯局及び地域防災関係団体の無線局…………… 5 ワット以下
- (イ) ア以外の無線局…………… 25 ワット以下

エ、通信方式

通信方式は、単信方式とする。

オ、通信事項及び通信の相手方

防災相互通信用周波数を使用する通信は、地域の防災対策に関する事項について、次の無線局相互間で行うものに限る。

- a 防災関係機関所属の無線局の場合
他の防災関係機関所属の無線局並びに地方公共団体及び地域防災関係団体所属の無線局
- b 地方公共団体所属の無線局の場合
他の地方公共団体所属の無線局並びに防災関係機関及び地域防災関係団体所属の無線局
- c 地域防災関係団体所属の無線局の場合。
防災関係機関及び地方公共団体所属の無線局並びに当該団体所属の無線局

カ、移動範囲

移動する無線局の移動範囲は、当該無線局の開設の目的を達成するために必要な陸上、海上又は上空の区域とする。

キ、既設の無線局の取扱い

防災関係機関及び地方公共団体については、防災相互通信を行うための専用の無線局の開設を認めるほか、それぞれ業務用の無線局のうち、その無線設備が周波数の切替え可能なものについては、防災相互通信用周波数の併用を認めることができるものとする。

(3) 取扱方法

防災相互無線の交信を行う場合には、防災相互通信チャンネルにあわせる。(防災相互通信チャンネルは無線機により異なる)

静岡県地域防災計画・資料編より転載。

防災相互通信用無線局 (158.35MHz)

(R3.4.1)

免許人	局名	局種	事務所所在地	事務所名	電話番号
警察庁	富士 2701～2702	移	富士市 八代町3-55	静岡県富士警察署	0545- 51-0110
国土交通省	建設沼津 114	移	富士市 鈴川町9-14	沼津河川国道事務所 富士海岸出張所	0545- 32-0568
	建設吉原 52～54	移	富士市	静岡国道事務所	0545-
	建設吉原 151～156	移	今泉337-1	富士国道維持出張所	52-5650
	建設富士 81～83	携	富士市 松岡官有無番地	甲府河川国道事務所 富士下流出張所	0545- 61-0078
東海道旅客鉄道株式会社 静岡支社 富士信号通信区	しずてつふじ 11・12	移・携	富士市 上横割字横堀南 19-4	東海旅客鉄道株式会社 静岡支社 富士電気区	0545- 64-1064
海上保安庁	海保移動 3538	移	静岡市清水区 日の出町9-1	清水海上保安部	054- 353-0118
	海保移動 3988・3971・ 3972	移		清水海上保安部	
	海保移動 310	移		巡視船おきつ	
	海保移動 3687・3688・ 3689・3690・3691・ 3692・3693	移		巡視船ふじかぜ	
	海保移動 3973	移		巡視船みほかぜ	
	海保移動 3683・3684	移			
	海保移動 308	移			
東京電力パワーグリッド	東電PG富士 22	移	富士市	東京電力パワーグリッド 株式会社 富士支社	0545- 51-2843
	東電PG富士 201	移	吉原1-1-21		
	東電PG富士 8・21	移	富士市	東京電力パワーグリッド 株式会社 富士制御所	0545- 63-6105
	東電PG富士宮2・17	移	平垣本町10-10		
静岡県	静岡県ヘリ3	携	静岡市葵区 諏訪8-10	静岡県消防防災航空隊	054- 261-4483
	静岡航空隊1	移			
	静岡航空隊 101～106	移			
	防災東部	基	沼津市 高島本町1-3	静岡県東部地域局	055- 920-2003
	静岡県防対富士	基	富士市 本市場441-1	静岡県富士財務事務所	0545- 65-2112
富士宮市	富士宮防対1	移	富士宮市 弓沢町150	富士宮市役所	0544- 22-1132
	富士宮防対	基			

防災相互通信用無線局 (466.775MHz)

(R3.4.1)

免許人	局名	局種	事務所所在地	事務所名	電話番号
静岡県	静岡県防対東部	基	沼津市 高島本町1-3	静岡県東部危機管理局	055- 920-2003
	静岡県防対富士	基	富士市 本市場441-1	静岡県富士財務事務所	0545- 65-2112
富士宮市	富士宮防対	基	富士宮市 弓沢町150	富士宮市役所	0544- 22-1319

静岡県地域防災計画・資料編「防災相互用無線局一覧」より、市内及び県、近隣市町、船舶・ヘリを抜粋。

東海地方非常通信協議会加盟機関一覧表

機 関 名 (順不同)	所 在 地	電 話 番 号
静岡県危機管理部危機対策課	静岡市葵区追手町9-6	<054>221-2591
静岡県清水港管理局	静岡市清水区日の出町9-25	<054>353-2269
清水海上保安部	静岡市清水区日の出町9-1	<054>353-0118
下田海上保安部	下田市3-18-23	<0558>25-0118
関東管区警察局静岡県情報通信部	静岡市葵区追手町9-6	<054>271-0110
静岡県警察本部警備部緊急事態対策課	静岡市葵区追手町9-6	<054>271-0110
静岡県警察本部地域部通信指令課	静岡市葵区追手町9-6	<054>271-0110
静岡県刑務所	静岡市葵区東千代田3-1-1	<054>261-0117
国土交通省甲府河川国道事務所	甲府市緑が丘1-10-1	<055>251-0411
国土交通省静岡国道事務所	静岡市葵区南安倍2-8-1	<054>250-8910
静岡県市長会	静岡市駿河区南町14-25 エスパティオ5F	<054>202-4343
静岡県町村会	静岡市駿河区南町14-25 エスパティオ5F	<054>202-4343
N T T 西日本株式会社静岡支店	静岡市葵区御幸町4-6 電電ビル5F	<054>205-9122
東海旅客鉄道株式会社静岡支社	静岡市葵区黒金町4	<054>687-2484
東京電力パワーグリッド株式会社	沼津市大手町3-9-13	070-4542-1215
静岡通信ネットワークセンター		
日本放送協会静岡放送局	静岡市駿河区八幡1-6-1	<054>654-4055
静岡放送株式会社	静岡市駿河区登呂3-1-1	<054>284-8911
株式会社テレビ静岡	静岡市駿河区栗原18-65	<054>261-6116
株式会社静岡朝日テレビ	静岡市葵区東町15	<054>251-3304
株式会社静岡第一テレビ	静岡市駿河区中原563	<054>283-8119
静岡エフエム放送株式会社	浜松市中央区常盤町133-24	<053>457-1153
静岡ガス株式会社	静岡市駿河区八幡1-5-38	<054>284-4366
東海ガス株式会社	藤枝市青木2-29-1	<054>647-7154
伊豆急行株式会社	伊東市八幡野1151	<0557>53-1115
遠州鉄道株式会社	浜松市中央区西ヶ崎町686-1	<053>435-0221
しずてつジャストライン株式会社	静岡市葵区宮前町28	<054>267-5117
富士急モビリティ株式会社	御殿場市新橋999	<0550>82-1333
日本銀行静岡支店	静岡市葵区金座町26-1	<054>273-4132
株式会社静岡銀行	静岡市清水区草薙北2-1	<054>345-9260
スルガ銀行株式会社	駿東郡長泉町東野500	<055>987-5666
株式会社日本政策金融公庫静岡支店	静岡市葵区黒金町59-6	<054>254-3631
しずおか焼津信用金庫	静岡市葵区相生町1-1	<054>247-1151
静岡清信用金庫	静岡市葵区昭和町2-1	<054>254-8881
静岡県無線漁業協同組合	焼津市田尻1991-1	<054>624-1376
静岡県超短波漁業無線協会	静岡市葵区追手町9-18	<054>254-6011
日本赤十字社静岡県支部	静岡市葵区追手町44-17	<054>252-8131
(一社)日本アマチュア無線連盟静岡県支部	藤枝市築地223-1	<090>3250-0303
株式会社東洋信号通信社	静岡市清水区興津清見寺町1375-121	<054>369-6251
浜松エフエム放送株式会社	浜松市中央区鍛冶町100-1	<053>458-8600
株式会社エフエムしまかなみ	三島市大社町1-10 総合防災センター	<055>981-8600
株式会社エフエムしみず静岡	静岡市葵区七間町8-20毎日江崎ビル6階	<054>221-1111
エフエム伊東株式会社	伊東市松川町5-10 伊東ふれあいセンター	<0557>36-7603
エフエムぬまづ株式会社	沼津市寿町8-28	<055>943-7300
株式会社エフエム熱海湯河原	熱海市上宿町9-5	<0557>81-0796
富士コミュニティエフエム放送株式会社	富士市吉原2-10-20 ラクロス吉原2階	<0545>55-1123
株式会社 F M 島田	島田市中央町5-1 プラザおおるり3F	<0547>34-1765

消防救急デジタル無線設備配置状況

基地局	
設置場所 (2箇所)	金丸山基地局＝富士市中之郷4482-1
	大晦日基地局＝富士宮市内房大晦日5742

移動局					
種 別 所 属		車 載	携 帯	卓上固定	合 計
		5 w	2 w	5 w	
消 防 本 部	消 防 総 務 課	2			2
	警 防 課	2		1	3
	予 防 課	1			1
	情 報 指 令 課	1	16		17
	小 計	6	16	1	23
中 央 消 防 署	本 署	10	10	1	21
	臨 港 分 署	3	3	1	7
	吉 永 分 署	3	3	1	7
	富士見台分署	2	3	1	6
	大 淵 分 署	3	3	1	7
	小 計	21	22	5	48
西 消 防 署	本 署	7	9	1	17
	鷹 岡 分 署	2	3	1	6
	南 分 署	3	3	1	7
	富 士 川 分 署	3	3	1	7
	小 計	15	18	4	37
	合 計	42	56	10	108

富士市水道無線一覧表

I 基地局

常置場所	富士市永田町 1 丁目 100 消防防災庁舎				
識別信号	すいどうふじ	出力	5W	周波数	373.250MH z
沿革	昭和 56 年 1 月	開局（常置場所 富士市役所）			
	平成 16 年 12 月	基地局常置場所変更（市役所本庁から水道庁舎）			
	平成 30 年 10 月	基地局常置場所変更（水道庁舎から消防防災庁舎）			

II 移動局

No.	識別信号	型式	出力	常置場所
1	すいどうふじ 1	車載型	5W	上下水道部所有車両
2	すいどうふじ 2	車載型	5W	上下水道部所有車両
3	すいどうふじ 3	携帯型	5W	水道維持課原水施設担当
4	すいどうふじ 4	携帯型	5W	上水道管理センター
5	すいどうふじ 5	携帯型	5W	水道維持課維持担当
6	すいどうふじ 6	車載型	5W	上下水道部所有車両
7	すいどうふじ 7	車載型	5W	上下水道部所有車両
8	すいどうふじ 8	車載型	5W	上下水道部所有車両
9	すいどうふじ 9	携帯型	5W	水道維持課維持担当
10	すいどうふじ 10	携帯型	5W	水道工務課工務担当
11	すいどうふじ 11	車載型	5W	上下水道部所有車両
12	すいどうふじ 12	車載型	5W	上下水道部所有車両
13	すいどうふじ 13	車載型	5W	上下水道部所有車両
14	すいどうふじ 14	携帯型	5W	水道工務課工務担当
15	すいどうふじ 15	携帯型	5W	水道維持課維持担当
16	すいどうふじ 16	車載型	5W	上下水道部所有車両
17	すいどうふじ 17	車載型	5W	上下水道部所有車両
18	すいどうふじ 18	車載型	5W	上下水道部所有車両

災害特設電話（発信専用） 配備状況一覧表

設置場所	数	利用場所	ジャック設置場所	電話機保管場所
大淵第一小学校	3	廊下	玄関入って東側MDF隣	大淵第一小学校事務室
大淵中学校	6	玄関	玄関 受付カウンター上	大淵中学校事務室
旧大淵第二小学校	1	校内	電話機格納箱	学校内電話機格納箱
富士中学校	5	相談室	相談室1MDF内	富士中学校相談室
富士川第二小中 一貫校 松野学園	2	体育館 階段下	体育館階段下	体育館階段下
旧富士川第二小学校	2	体育館 入口	体育館入口	体育館入口
鷹岡小学校	4	廊下	事務室向い壁	鷹岡小学校女子ロッカー室
鷹岡中学校	8	体育館	体育館入って右トイレ手前右	鷹岡中学校
天間小学校	5	倉庫	階段下倉庫MDF隣	天間小学校
天間幼稚園	2	事務室	事務室カウンター壁	天間幼稚園
丘小学校	4	廊下	職員室西廊下側下	丘小学校
岳陽中学校	2	事務室	事務室窓左上	岳陽中学校
富士西公園 (旧入山瀬公園)	5	公園	公園内自営収容箱	公園内自営収容箱
原田公園	5	公園	電話格納箱	N T T
市役所 2 F 市民広場	1	ロビー	富士市役所 2 F ロビー	富士市役所市民課
吉原小学校	6	廊下	職員室前階段の下	吉原小学校
伝法小学校	4	廊下	事務受付廊下北側	伝法小学校倉庫
吉原第一中学校	4	印刷室	印刷室のMDF左下	吉原第一中学校印刷室
今泉小学校	5	廊下	廊下引き違い書庫上	今泉小学校更衣室
吉原第二中学校	7	玄関	玄関カウンタ下	吉原第二中学校事務室
吉原高校	6	体育館	入口左側外通路沿い	吉原高校
原田小学校	4	事務室	カウンター事務室内側	原田小学校
須津小学校	3	事務室	事務室内カウンター	須津小学校事務室
須津中学校	5	玄関	事務室入口手前左上	須津中学校
東小学校	2	職員室	職員室入口左上	東小学校職員室
吉永第一小学校	3	廊下	事務室廊下	吉永第一小学校事務室
旧吉原東中学校	2	廊下	体育館ステージ横	吉原東中学校
富士市立高校	2	事務室	事務室カウンター	富士市立高校事務室金庫
吉原第三中学校	4	玄関	事務所カウンター	吉原第三中学校
富士東高校	5	廊下	教材室の窓側	富士東高校教材室
神戸小学校	2	玄関	玄関受付右側	神戸小学校事務室
広見小学校	6	玄関	玄関南事務所側	広見小学校
広見公園	5	公園	広見公園内格納箱	広見小学校公園内格納箱

設置場所	数	利用場所	ジャック設置場所	電話機保管場所
富士見台小学校	3	事務室	事務室内受付カウンター下	富士見台小学校事務所
吉永第二小学校	1	事務室	事務室 MDF 内	吉永第二小学校
吉原北中学校	4	放送室	放送室 MDFBOX 内	吉原北中学校
青葉台小学校	4	放送室	放送室 MDF 内	青葉台小学校放送室
富士川第一中学校	2	事務室	事務室 MDF 内	富士川第一中学校事務室
富士川第一小学校	2	校内	電話格納箱	富士川第一小学校格納箱
富士体育館	1	ロビー	ロビー応接ソファ横	体育館事務室
富士第一小学校	6	事務室	事務室外カウンター上	富士第一小学校
富士見高校	3	玄関	玄関カウンター下 BOX 内	富士見高校
富士高校	2	廊下	事務室入口左廊下側	富士高校
富士第二小学校	6	体育館廊下	体育館廊下	富士第二小学校倉庫
富士南中学校	5	廊下	女子更衣室前出入口外 BOX	富士南中学校女子更衣室
富士南小学校	3	体育館	体育館外廊下沿い	富士南小学校事務室
田子浦小学校	4	玄関	事務室カウンター下側	田子浦小学校
田子浦中学校	7	玄関	玄関受付カウンター下	田子浦中学校下駄箱内
岩松小学校	6	新校舎事務室前	新校舎事務室前	岩松小学校放送室
岩松中学校	3	玄関	受付カウンター下	
雁公園	6	公園	電話格納箱	雁公園内格納箱
岩本保育園	1	玄関	玄関入って右	岩本保育園
富士中央公園	6	駐車場	電話格納箱	中央公園駐車場格納箱
岩松北小学校	2	玄関	玄関入って右	岩松北小学校事務室
富士中央小学校	2	放送室	放送室 MDF 内	富士中央小学校放送室 MDF 内
元吉原小学校	3	事務室	受付カウンター事務所側	元吉原小学校事務所
元吉原中学校	5	玄関	玄関左側下駄箱	元吉原中学校事務所

* 訓練で使用する場合、事前に NTT 西日本(株)静岡支店 災害対策室(054-205-9122)に連絡する

災害罹災者調査原票

調査責任者職氏名 立会人職氏名 年 月 日現在												
世帯主氏名			住 所			避難先						
被害の程度		全壊 ・ 全焼 ・ 流失、大規模半壊、中規模半壊、半壊 ・ 半焼、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）、床上浸水（土砂）（ cm）、床下浸水（土砂）										
		判定基準 （ 被害面積による方式 ・ 損害割合による方式 ）					被害の割合 %					
住家の状況		自宅 ・ 借家		面積		m ²		住家 ・ 非住家		棟 数 棟		
家族の状況	氏名		性別	年齢	職業（在学校及び学年）			死亡	行方不明	重傷	軽傷	備考
計（人）												
課税の状況		非課税 ・ 均等割 ・ 所得割			世帯類型		被保護 ・ 身障 ・ 老人 ・ 母子（父子） ・ 要保護 ・ その他					
必要な救助		避難所 ・ 応急仮設住宅 ・ 炊き出し ・ 飲料水 ・ 被服寝具 ・ 医療 ・ 助産 ・ 救出 ・ 住宅応急修理 ・ 学用品 ・ 埋葬 ・ 死体捜索 ・ 死体処理 ・ 障害物除去 ・ 災害弔慰金等 ・ 災害援護資金 ・ その他（ ）										

記載上の注意

- 1 この票は、応急救助実施の基本となるものであるから、正確に記入すること。
特に、被害程度、家族の状況及び小中学校児童生徒の有無については、漏れなく記入すること。
 - 2 被害程度の判定基準は次のとおり。
 - ア 全壊・全焼・流失
住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの
・住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの
 - イ 大規模半壊
大規模な補修を行わなければ居住することが困難なもの
・住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもの
 - ウ 中規模半壊
居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの
・住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のもの
 - エ 半壊・半焼
住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの
・住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のもの
 - オ 準半壊
住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもの
・住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの
 - カ 準半壊に至らない
ア～オの5区分に該当しない程度の損傷を受けたもの
 - キ 床上浸水
床上に及ぶ浸水又は土砂の堆積により、一時的に住家が居住できなくなったもの
- ※詳しくは「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）を参照のこと。
- 3 死亡、行方不明、重傷、軽傷欄は該当欄に○印をつけること。
ア 軽傷とは、1ヶ月未満で治癒できる見込のもの。
 - 4 家屋被害がなく、人的被害のみの場合でも、本票を作成すること。

被害状況調

(産業交流部)

時 刻 区 分			時 分		時 分		時 分		確 定	
			面 積	被害額	面 積	被害額	面 積	被害額	面 積	被害額
農 地	田	流 失 埋 没	ha	円	ha	円	ha	円	ha	円
		冠 水								
	畑	流 失 埋 没								
		冠 水								
計										

[illegible]

農 産 物 被 害 調 (一 般)

(産業交流部)

[illegible]

被害状況調査

(建設部)

施設 区分	場 所 内 容	被 害 内 容	確 定		備 考
			箇 所	被害金額 円	
道 路					
	計				
橋 梁					
	計				
河 川 (堤 防)					
	計				
海 岸					
	計				

被害程度の認定基準

1 人的災害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したものまたは死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち一月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち一月未満で治療できる見込みのものとする。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の 70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のもとする。
- (3) 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には損壊部分が、その住家の延べ床面積の 20%以上 70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のもとする。
- (4) 「一部損壊」とは、全壊および半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする（床上浸水及び床下浸水に該当するものを除く）。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5) 「床上浸水」とは、全壊及び半壊には該当しない場合において、住家の床より上に浸水したもの及び土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、全壊及び半壊には該当しない場合において、床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
- (7) 浸水した住家のうち全壊又は半壊に該当するか否か判明していないものについては、まずは床上浸水又は床下浸水に該当するものとして報告する。その後、当該住家が全壊又は半壊に該当すると判明した場合には、床上浸水又は床下浸水から全壊又は半壊に計上し直して報告する。

3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。

- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4) 非住家被害は、全壊または半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

- (1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、または砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4) 「学校」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
- (5) 「道路」とは、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- (6) 「橋りょう」とは、道路を連結するため河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7) 「河川」とは、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8) 「港湾」とは、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、または港湾の利用および管理上必要な臨港交通施設とする。
- (9) 「砂防」とは、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- (11) 「崖くずれ」とは、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に規定する土地が崩壊したものとする。
- (12) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (13) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (14) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- (15) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (16) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (17) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (18) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (19) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (20) 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6 被害金額

- (2) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- (4) 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
- (5) 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済額と未査定額（被害見込額）を合算したものとする。
- (6) 「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
- (7) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- (8) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- (9) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- (10) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、魚具、漁船等の被害とする。
- (11) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

7 その他

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

（消防庁「災害報告取扱要領」から抜粋（一部修正））

罹 災 証 明 書						
世帯主住所						
世帯主氏名						
罹 災 世 帯 の 構 成 員	氏名	続柄	生年月日	氏名	続柄	生年月日
罹災原因						
罹災物件所在地						
罹災程度						
備考						

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

富士市長 金指 祐樹

被害速報（隨時）

- | | | | |
|---|--------|---|------------------|
| 1 | 人的被害 | | |
| 2 | 住家被害 | { 非住宅・道路・橋梁・河川・砂防・崖崩れ・港湾・
漁港・田畑・文教施設・病院・水道・鉄道・通信・
船舶・その他（ ） } | の被害
(該当項目に○印) |
| 3 | その他の被害 | | |

供覧															
情報源		住 民 消防団 自主防 その他 ()				確 認	確認済(どこで) 未確認			警 察 その他					
市町名		第 号		調 査 者	課		発 信 者			発 信 時 間	月 日 時 分				
方面本部名		第 号		受 信 者			発 信 者			発 信 時 間	月 日 時 分				
本部		第 号				受 信 時 間	月 日 時 分								
件 名				(第 報) 月 日 時 分 現在											
発 生		日 時 場 所 原 因													
状 況															
(人的被害) ・被害者の住所氏名 ・年令等 (住家被害) ・居住者名 ・避難状況等 (その他の被害) ・路線、河川名 ・被災延長、崩土量 ・規制内容 ・復旧見込等															
死 者		行方不明者		負 傷 者		全 壊		半 壊		一部破損		床上浸水		床下浸水	
人		人		重傷 人 軽傷 人 計 人		棟 世帯 人		棟 世帯 人		棟 世帯 人		棟 世帯 人		棟 世帯 人	
この情報は		警第 号 その他 ()				で記者発表 済		未 発 表							

7-4 災害定時及び確定報告書

(県危機対策課)

様式第4号

供 覧											
<u>被 害 報 告 受 信 簿</u>								整理 検印 報告			
(市町村 第 報) 月 日 時 分現在											
発信者	市 町 方面本部 機 関		受信者					受信時刻	月 日 時 分		
災 害 発 生 の 日 時		月 日 時 分									
災 害 発 生 の 場 所		市 町 村									
災害対策本部設置状況		開設 月 日 時 分					廃止 月 日 時 分				
区 分		件 数		備 考		区 分		件 数		備 考	
人 的 被 害	死 者	人				そ の 他	崖 ぐ ず れ	箇所			
	うち災害関連死者	人					鉄 道 不 通	箇所			
	行 方 不 明 者	人					被 害 船 舶	隻			
	負 傷 者	人					水 道	戸			
	重 傷	人					電 話	回線			
軽 傷	人		電 気				戸				
			ガ ス				戸				
住 家 被 害	全 壊	棟					ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所			
	半 壊	世帯				り 災 世 帯 数	世帯				
		人				り 災 者 数	人				
		人				火 災 発 生	建 物	件			
	一 部 損 壊	棟				危 険 物	件				
		世帯				そ の 他	件				
		人				公 立 文 教 施 設	千円				
	床 上 浸 水	棟				農 林 水 産 業 施 設	千円				
		世帯		公 共 土 木 施 設	千円						
		人		そ の 他 の 公 共 施 設	千円						
棟		小 計	千円								
世帯		公 共 施 設 被 害 市 町 村 数	団体								
床 下 浸 水	人		そ の 他	農 産 被 害	千円						
				林 産 被 害	千円						
非 住 家	公 共 建 物	棟		畜 産 被 害	千円						
	そ の 他	棟		水 産 被 害	千円						
	田	流 出 ・ 埋 没		ha		商 工 被 害	千円				
		冠 水	ha		そ の 他	千円					
		畑	流 出 ・ 埋 没	ha		被 害 総 額	千円				
			冠 水	ha		避 難 指 示 の 状 況	地 区 数	箇所			
	そ の 他	学 校	箇所		避 難 場 所	箇所					
		病 院	箇所		避 難 人 数	人					
		道 路	箇所		消 防 職 員 出 動 延 人 数	人					
		橋 り よ う	箇所		消 防 団 員 出 動 延 人 数	人					
河 川		箇所									
港 湾		箇所									
砂 防		箇所									
清 掃 施 設		箇所									

大規模地震に関する情報及び広報活動等実施要領

(令和 6 年 2 月改正)

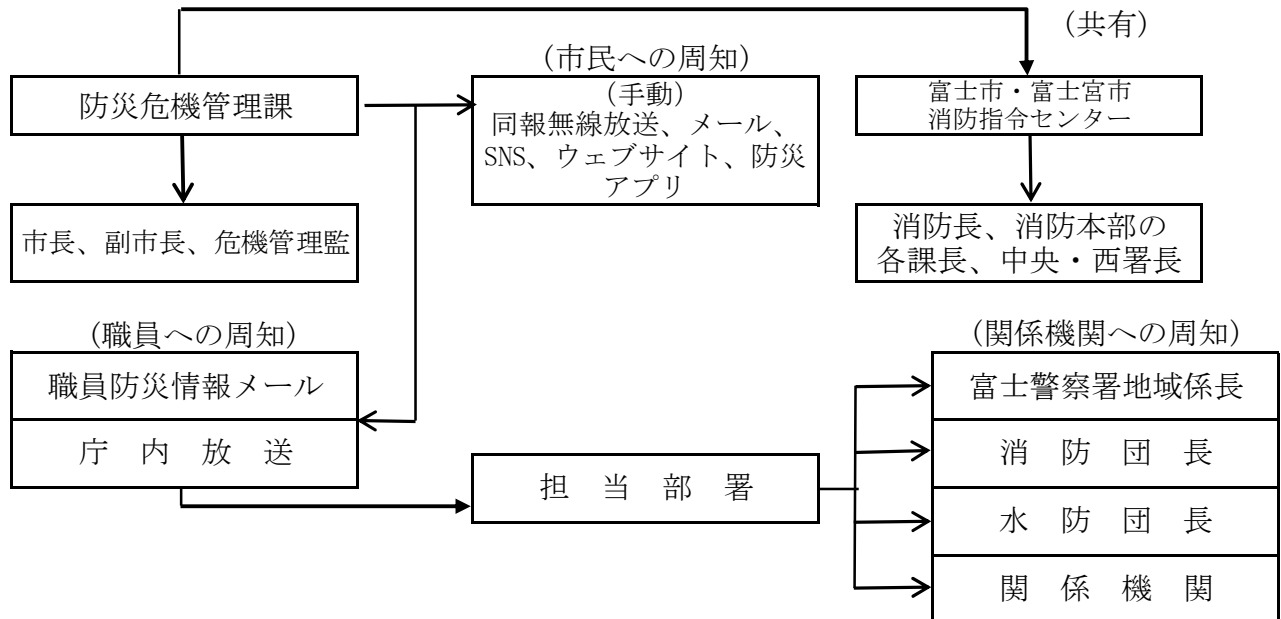
(趣旨)

第 1 条 この要領は、市が南海トラフ地震臨時情報（以下「臨時情報」という。）を受理した場合、及び一大規模地震発生時において、地震防災応急対策及び災害応急対策を迅速、かつ、的確に実施するため、臨時情報の発表、又は地震発生後の情報処理、広報活動等について必要な事項を定める。

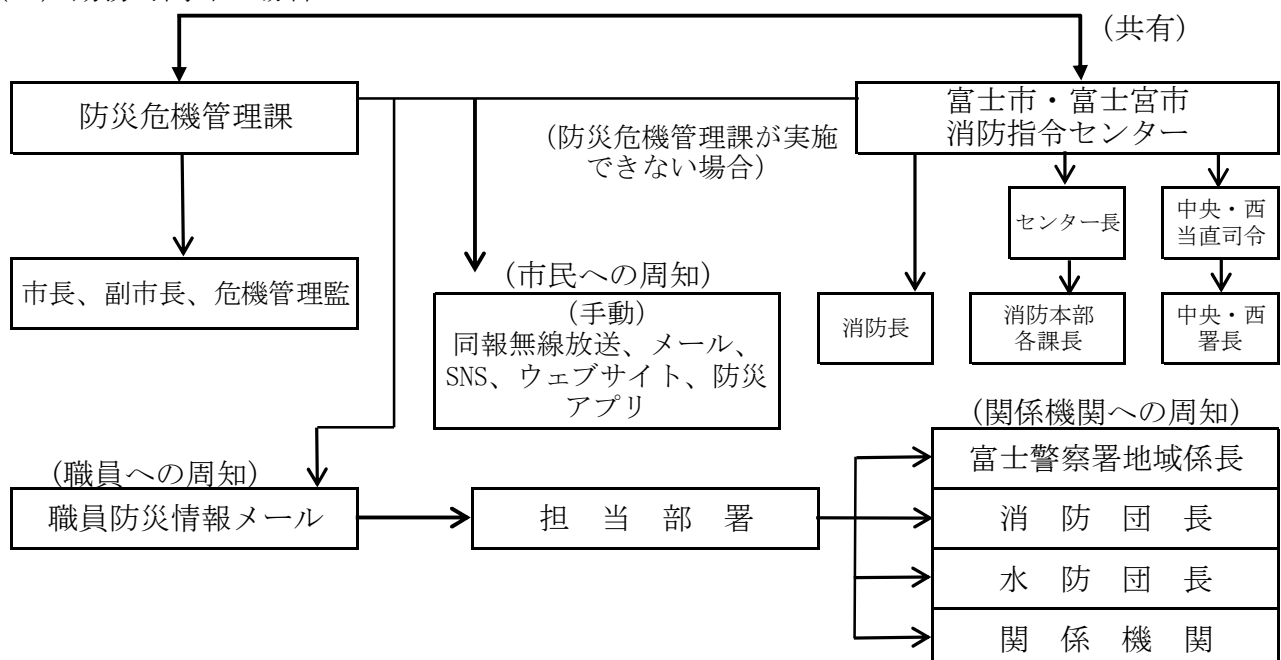
（南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表及び地震発生時における情報処理）

第 2 条 防災危機管理課及び富士市・富士宮市消防指令センターが全国瞬時警報システム受信装置、エム・ネット、静岡県デジタル防災通信システム等により南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）（以下「臨時情報（注意）」という。）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）（以下「臨時情報（警戒）」という。）の発表に係る情報を受理した場合、また、市内において震度 5 弱以上の地震を観測した場合の情報処理は、次の方法により行うものとする。

(1) 勤務時間中の場合



(2) 勤務時間外の場合



(応急対策に必要な情報の伝達)

第 3 条 臨時情報（注意）若しくは臨時情報（警戒）の発表又は地震発生に伴い市域内における流言飛語、民心の動揺、治安のみだれ等各種の混乱が予想されるため、応急対策を迅速、かつ、効果的に実施できるよう伝達すべき情報の種類及び伝達の方法を次のとおり定める。

(1) 伝達すべき情報及び伝達ルート等

情報の種類	情報伝達ルート	手 段	伝 達 の 時 期
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意） 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	総括部 → 市民等 消防部	同報無線 メール	各情報発表後、必要に応じて行う。
家庭の防災対策	総括部 → 市民等	SNS	臨時情報発表時速やかに行う。
避難情報の発令状況	総括部 → 市民等	ウェブサイト	避難情報発令時、速やかに行う。
震度情報（震度 5 弱以上） 津波注意報 （大）津波警報	総括部 → 市民等 消防部	防災アプリ	それぞれの情報発表時に行う。
自主防災活動の要請	総括部 → 自主防災会 市民部		臨時情報発表時又は地震発生後速やかに行う。
応急対策の実施要請	各部 → 公共施設 事業所 防災関係 機関	同報無線 メール	ア、地震発生後速やかに行う。 イ、必要な事項が発生したとき行う。
交通機関の運行状況、道路交通状況	総括部 → 市民等	SNS	状況に応じて行う。
ライフライン関連施設の運営状況（電気・ガス・水道）		ウェブサイト	
警戒区域の設定状況		防災アプリ	
医療救護施設の開設状況		MCA無線	
応急給水の実施状況		有線電話 伝 令	

(2) 同報無線放送案文及び市民向けメール伝達案文

同報無線放送案文
○臨時情報（注意）発表時 （上り 4 音チャイム）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されました。大規模な地震が発生する可能性が高まっています。非常持ち出し品や食料等を確認し、今後の情報に十分注意してください。（チャイムを除き 3 回繰り返し）（下り 4 音チャイム）
○臨時情報（警戒）発表時 （上り 4 音チャイム）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されました。大規模な地震が発生する可能性が非常に高まっています。津波避難対象区域にお住まいで、避難に時間のかかる方は、安全な場所に避難してください。その他の方は、非常持ち出し品や食料等を確認し、今後の情報に十分注意してください。（チャイムを除き 3 回繰り返し）（下り 4 音チャイム）
○地震発生時（市内で震度 5 弱以上の突発地震発生時） （上り 4 音チャイム）ただいまの地震は震度〇（実際の震度）でした。火の元を確認し、火災の発生に注意してください。また、今後の情報に十分注意してください。（下り 4 音チャイム）

市民向けメール伝達案文
○臨時情報（注意）発表時 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されました。大規模な地震が発生する可能性が高まっています。非常持ち出し品や食料等を確認し、今後の情報に十分注意してください。
○臨時情報（警戒）発表時 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されました。大規模な地震が発生する可能性が非常に高まっています。津波避難対象区域にお住まいで、避難に時間のかかる方は、安全な場所に避難してください。その他の方は、非常持ち出し品や食料等を確認し、今後の情報に十分注意してください。
○地震発生時（市内で震度 5 弱以上の突発地震発生時） ただいまの地震は震度〇（実際の震度）でした。火の元を確認し、火災の発生に注意してください。また、今後の情報に十分注意してください。

(3) 職員向けメール伝達

臨時情報（注意）若しくは臨時情報（警戒）の発表又は地震発生時、市職員は職員参集基準（資料 1 - 1 1）に従い指定された場所に参加する。職員の参集に関するメールは、下記の案文に基づき配信する。

職員向けメール伝達案文
○臨時情報（注意）発表時 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されました。災害配備「A」要員（施設班、地区班、消防部交代勤務者は除く）の職員は直ちに所定の場所に参加せよ。
○臨時情報（警戒）発表時 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されました。災害配備「A」要員、及び 3 地区班（今泉地区班、元吉原地区班、田子浦地区班）の災害配備「B」要員は直ちに所定の場所に参加せよ。
○地震発生時（市内で震度 5 弱の突発地震発生時） ただいまの地震は震度 5 弱でした。災害配備「A」要員は、直ちに所定の場所に参加せよ。

○地震発生時(市内で震度 5 強の突発地震発生時)

ただいまの地震は震度 5 強でした。災害配備「A 及び B」要員は、直ちに所定の場所に参加せよ。

○地震発生時(市内で震度 6 弱以上の突発地震発生時)

ただいまの地震は震度〇(実際の震度)でした。災害配備全要員は、直ちに所定の場所に参加せよ。

(関係機関)

第 4 条 第 2 条に規定する関係機関は次のとおりとし、必要に応じ災害対策本部等の担当班より連絡するものとする。

名 称		電 話	M C A 無 線	備 考
1	東部地域局	055-920-2193	なし	ホットライン有
2	富士警察署	51-0110	1 9 0	
3	清水海上保安部田子浦分室	33-0495	1 9 2	
4	田子浦港管理事務所	33-0495	1 9 3	
5	富士土木事務所維持管理課	65-2237	1 5 9	
6	東京電力パワーグリッド株式会社 富士支社	53-5112	1 9 4	災害時連絡窓口
7	中部電力(株)清水営業所	054-367-3051	なし	総務グループ
8	富士市医師会	52-3111	1 1 6	
9	共立蒲原総合病院	81-2211	0 3 4	
10	静岡ガス(株)富士支社	52-2260	1 9 6	
11	J R 東海富士駅	61-0325	1 9 7	
12	J R 東海新富士駅	62-0445	1 9 8	
13	岳南電車(株)	53-5111	1 9 9	
14	富士急静岡バス(株)	53-5115	なし	
15	日本通運(株)富士支社	61-0800	なし	
16	富士コミュニティエフエム放送(株)	57-6810	1 9 1	
17	社会福祉協議会	61-6600	1 8 5	
18	振興公社総務課	55-3303	1 8 7	
19	ふじさんめっせ	65-6000	0 3 5	
20	富士市救急医療センター	51-0099	なし	

(応急対策の実施に伴う情報の収集)

第5条 臨時情報（注意）若しくは臨時情報（警戒）の発表又は地震発生後の応急対策を効果的に実施できるよう収集すべき情報の種類、及び収集の方法を次のとおり定める。

(1) 収集すべき情報及び収集ルート等

情報の種類	情報収集ルート	手 段	収 集 の 時 期
利用者等の安否	各施設等 → 各所管部	MCA無線	ア、避難の開始後に行う。 イ、本部長の指示により行う。 ウ、不測の事態が発生したとき行う。
避難所となる施設の被害状況	各指定避難所 → 各所管部		地震発生後に行う。
交通機関の運行状況、道路交通状況	施設管理者 → 都市整備部 道路管理者 → 建設部		状況把握を継続的に行う。
ライフライン関連施設（電気・ガス・上下水道）の被害状況	上下水道部事業者 → 総括部	有線電話	地震発生後に行う。
物資の買占め、その他治安に関する事	市民等 → 地区支援班 地区班	イントラネット	事態が発生したとき行う。
生活必需物資の在庫及び供給状況	協定先市民等 → 関係各部		必要に応じて行う。
流言飛語の状況等	市民等 → 地区支援班 地区班	伝 令	事態が発生したとき行う。
防災関係機関及び事業所等の応急対策実施状況	防災関係機関等 → 関係各部		実施の状況に応じて行う。
応急対策の実施に必要な事項等	県方面本部 → 総括部		必要に応じて行う。

(2) 情報の収集に関する留意事項について

大規模地震発生時や臨時情報発表時の情報収集は、主にMCA無線で行う。収集する情報は緊急性の高いものととどめ、必要最小限に要約し行うものとする。電話のふくそう及び途絶が予想されるため、電話による情報の収集は、予め各部で連絡調整を図り緊急性と必要性の高いものだけにとどめるものとする。

また、防災関係機関及び事業所等における応急対策実施状況等の報告は第1号様式、自主防災会や社会福祉施設における応急対策実施状況等の報告は第2号様式により提出するものとする。

(情報の共有)

第 6 条 前条により収集した情報は、市災害対策本部内にて共有するものとする。

(広報媒体)

第 7 条 市民等が応急対策を実施するため必要な情報の提供は、次の広報媒体により行うものとする。

- (1) 同報無線
- (2) 同報無線メール、市公式LINE
- (3) 消防車両等
- (4) コミュニティFM放送
- (5) 市ウェブサイト、X（旧ツイッター）、フェイスブック、防災アプリ

(県警戒本部又は県災害対策本部への報告)

第 8 条 警戒本部又は災害対策本部は、次の各号に掲げる事項を「ふじのくに防災情報共有システム（F U J I S A N システム）」により県方面本部を経由し、県警戒本部又は県災害対策本部へ、その都度状況を報告する。

- (1) 本部設置状況
- (2) 避難情報の発令状況
- (3) 避難所の開設状況
- (4) 被害状況及び応急対策実施状況
- (5) 各種要請事項
- (6) その他必要な事項

(指令及び指示)

第 9 条 本部長は、地震防災応急対策及び地震災害応急対策を円滑に実施するため、各部長に第 3 号様式により必要な事項を指令するものとする。

2 各部長は、前項による指令を受けた場合、各担当班長に第 4 号様式により必要な事項を指示するものとする。

3 各部長は、地震防災応急対策及び地震災害応急対策を実施するため、情報の収集及び伝達の必要が生じた場合には、特別なものを除き、各部長の判断により、各担当班長に当該情報の収集を指示するものとする。

(上司への報告)

第 1 0 条 班員等は、前条の指令・指示に基づく処置事項並びにその他地震防災応急対策又は災害応急対策等に係る必要な情報の収集及び確認をしたときは、第 5 号様式又は第 6 号様式により直ちに上司に報告しなければならない。

(そ の 他)

第 1 1 条 本要領に定めるもののほか、特に必要と認めるものは本部長が定めるものとする。

(第 1 号様式)

地震防災応急対策実施状況通報書

(南海トラフ地震臨時情報発表中)

通 報 時 刻	年 月 日 時 分		
防災関係機関名 事業所名 施設名 自主防災会名			
通 報 先 (受信部班)	富士市災害対策本部 市民部 地区班		
地震防災応急対策実施状況 (避難状況、児童・生徒の引渡し、避難者受入状況、対応人員数、避難者数他)			
通報者名	所属名 : 氏 名 :	受信者名 氏 名 :	

※応急計画に定められた内容等について速やかに通報してください。

※自主防災会にあっては、最寄の地区班(防災拠点)に徒歩等により速やかに通報してください。

(第2号様式)

第2号様式 災害応急対策実施状況通報書 (地震発生後)			
通 報 時 刻		年 月 日 時 分	
防 災 関 係 機 関 名 事 業 所 名 施 設 名			
通 報 先 (受信部班)		富士市災害対策本部 市民部 地区班	
1. 災害応急対策実施状況(救助活動、消火活動等の状況)			
2. 被害状況、要請事項(人的被害、物的(建物)被害等の状況)			
通報者名	所属名： 氏 名：	受信者名	氏 名：

(第 3 号様式)

本部指令書

指令番号	第 号	指令日時	月 日 時 分
指 令 者	本 部 長		
受 理 者			
標 題			
指令事項			
所要人員 名			
処理概要			
取扱者	発信者 氏 名：		受信者 氏 名：

(第 4 号様式)

本部指示書

指示番号	第 号	発示日時	月 日 時 分
指 示 者	部 長		
受 理 者	部 班長		
標 題			
指示事項			
処理概要			
取扱者	発信者 氏 名：		受信者 氏 名：

(第 5 号様式)

状 況 報 告 書
(報告第 号)

供 覧	本部長	副本部長	部長 ・ 班長
報告者	部 班 氏名 :		
標 題	の 状況報告 について 処理状況		
状 況 の 内 容			
いつ どこで なにが どのよ うな規 模で どうし た	月 日 時 分 現在		
	対応 状況		

(第 6 号様式)

状 況 報 告 受 信 表

(受信第 号)

供 覧	本部長	副本部長	部長 ・ 班長
受信時刻	時 分	受 信 者	
通報者 (報告者)	部 班 氏名：		
状 況 の 内 容			
いつ どこで なにが どのよ うな規 模で どうし た	月 日 時 分 現在		
対応 措置			
報告・連絡先			

地震用

(第2号様式・自主防災会通報用)

災害応急対策実施状況通報書			
(地 震 発 生 後)			
通 報 時 刻	令和 年 月 日 時 分		
自主防災会の名称		通報者名	
通 報 先 (受 信 部 班)	富士市災害対策本部 市民部	受信者名	
	_____まちづくりセンター(地区班)		
災害応急対策実施状況	対応済	対応中	未対応
自主防災会の災害対策本部の設置(本部要員の人数 人)			
災害対策本部の設置場所()			
町内住民の安否確認 町内の約 _____ %調査済み			
死者 _____ 名 行方不明者 _____ 名 負傷者 _____ 名			
救出、救助活動			
負傷者を救護所又は救護病院へ搬送			
初期消火活動			
住民の避難、誘導			
避難行動要支援者への呼びかけや避難支援			
避難場所への必要な資機材の運搬 まちづくりセンターへの連絡要員の派遣 その他 ()			
被害状況、要請事項等を記入してください			
【人的被害】			
死者	なし ・ あり (人) ・ 不明		
行方不明者	なし ・ あり (人) ・ 不明		
重傷者	なし ・ あり (人) ・ 不明		
軽傷者	なし ・ あり (人) ・ 不明		
【住家被害】	なし ・ あり (推定される生埋め者数 人)		
大規模損壊	なし ・ あり (棟) ・ 不明		
一部損壊	なし ・ あり (棟) ・ 不明		
床上浸水	なし ・ あり (棟) ・ 不明		
床下浸水	なし ・ あり (棟) ・ 不明		
【非住家被害状況】	なし ・ あり (棟) ・ 不明		
【その他】 ()			

※自主防災会は、各地区まちづくりセンターに徒歩等により速やかに通報してください。(第一報は発災後、3時間以内に通報のこと)

災害応急対策実施状況通報書（第2号様式：福祉・介護施設用）

報告先	地区まちづくりセンター（受信者： ）									
-----	--------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

社会福祉施設被害情報										
報告日時	令和	年	月	日	午前・午後	時	分			
施設名称	(連絡先：)									
所在地										
報告者										

施設の対応状況（地震発生後に報告）										
利用者引渡し状況	☐ 完了 ☐ 未完了									
避難状況	☐ 完了 ☐ 未完了									
	未完了の理由									
避難先										

被害の状況										
物的被害状況 (建物及び什器等)	☐ 被害あり (被害の概要)									
	☐ 被害なし		(避難先：)							
人的被害状況	利用者	死者	人	重傷者	人	軽症者	人	不明	人	
	施設職員	死者	人	重傷者	人	軽症者	人	不明	人	
ライフラインの状況	電気	☐ 使用可能 ☐ 使用不可能		(復旧見込み： 月 日)						
	ガス	☐ 使用可能 ☐ 使用不可能		(復旧見込み： 月 日)						
	水道	☐ 使用可能 ☐ 使用不可能		(復旧見込み： 月 日)						

物資の状況										
・飲料水： ☐ 充足 ☐ 不足 ・医薬品： ☐ 充足 ☐ 不足 ・食料： ☐ 充足 ☐ 不足										
その他の不足している物資										

他施設への引渡し要請										
引渡し要請	☐ 要請あり（要請内容： ） ☐ 要請なし									

医療・福祉等の要請										
医療・福祉の要請	☐ 要請あり（要請内容： ） ☐ 要請なし									
その他の要請	☐ 要請あり（要請内容： ） ☐ 要請なし									

他施設からの受入可否										
受入の可否	☐ 可能（ 人）（条件等： ） ☐ 不可能									

備考（自由記述）										

地震情報及び津波情報に係る防災体制

緊急地震速報（最大震度 5 弱以上と推定される地震において、震度 4 以上と推定される場合）や津波情報（津波注意報、津波警報）等の情報伝達については、消防庁による全国瞬時警報システム（通称：Jアラート）によって、自動的に同時通報用無線（以下「同報無線」という。）により、住民に伝達される（放送案文は資料 4-20 による。）。

情報伝達後、または全国瞬時警報システムによる情報伝達が行われない地震等の場合の措置については以下に定める。

I 南海トラフ地震臨時情報に関する措置

南海トラフ地震臨時情報が発表された際の対応及び配備体制については、富士市地域防災計画に定める「大規模地震に関する情報及び広報活動等実施要領」（資料 4-16）によるものとする。

II その他の地震情報に関する措置

上記以外の地震に関する情報を、全国瞬時警報システム、エムネット、静岡県デジタル防災通信システム、富士市防災気象情報システム、報道機関等により、防災危機管理課又は富士市・富士宮市消防指令センターが受理した場合は、次によるものとする。

1 勤務時間中

- (1) 防災危機管理課又は富士市・富士宮市消防指令センターが受領した情報は、各々通報しあう。
- (2) 防災危機管理課長は、直ちに上司にその情報内容を報告し、対応策についての指示を受けるまた、必要によっては会議を開き対応策を協議する。
- (3) 情報内容を市民等に対し伝達する場合については、防災危機管理課及びシティプロモーション課が担当し同報無線（メールサービス・市公式LINE）等により行う。
- (4) 当該情報が市民等に公表された場合は、当該情報に関する窓口はシティプロモーション課とする。

2 勤務時間外

- (1) 富士市・富士宮市消防指令センターが受理した情報は、直ちに防災危機管理課長及び警備員へ通報する。
- (2) 警備員は、関係職員が登庁するまで市民からの電話対応等にあたる。
- (3) 防災危機管理課長は、直ちに上司にその情報内容を報告し、対応策についての指示を受ける。また、必要によっては会議を開き対応策を協議する。
- (4) 情報内容を市民等に対し伝達する場合については、富士市・富士宮市消防指令センターが担当し、同報無線（メールサービス・市公式LINE）等により行う。

III 津波に対する措置

大津波警報、津波警報又は津波注意報が発表された場合

(1) 勤務時間中の場合

- ア 防災危機管理課及び富士市・富士宮市消防指令センターが受領した情報は、各々通報しあう。
- イ 防災危機管理課は、当該情報を市民等へ同報無線（メールサービス・市公式LINE）等により伝達する。
- ウ 防災危機管理課は、津波注意報を受理したとき、直ちに富士市・富士宮市消防指令センターに対し海岸監視カメラ等による海面監視の要請を行うとともに、情報の聴取に努める。

エ 大津波警報及び津波警報は直ちに、津波注意報は被害を伴う津波の発生が予想される場合、市長は市民に対して避難の指示等必要な措置をとる。

(2) 勤務時間外の場合

ア 富士市・富士宮市消防指令センターは、防災危機管理課長及び警備員へ通報する。

イ 富士市・富士宮市消防指令センターは、当該情報を市民等へ同報無線により伝達する。

ウ 警備員は、関係職員が登庁するまで市民からの電話対応等にあたる。

以下(1)のウ・エに準ずる。

IV 突発地震に関する措置

富士市内の計測震度計が最大震度 5 弱以上を計測する地震が発生した際の対応は、富士市地域防災計画に定める「大規模地震に関する情報及び広報活動等実施要領」（資料 4-16）によるほか、次によるものとする。

1. 勤務時間中の場合

(1) 防災危機管理課及び資産経営課は、非常放送設備等を通じ職員に火気の点検並びに来庁者等に対し、避難の指示を行う。

(2) 防災危機管理課及びシティプロモーション課は、直ちに同報無線（メールサービス・市公式 L I N E）等により市民等に対し地震情報の伝達と火気の点検等出火防止の呼びかけをする。

(3) 防災危機管理課長は、上司に状況を報告するとともに、対応策についての指示を受ける。また、必要により会議を開き対応策を協議する。

(4) 配備体制は、富士市地域防災計画に定める「富士市職員参集基準」（資料 1-11）によるものとし、情報収集、被害状況の調査及び防災機関との連絡調整等にあたる。

2. 勤務時間外の場合

(1) 富士市・富士宮市消防指令センターは、防災危機管理課長及び警備員へ通報する。

(2) 富士市・富士宮市消防指令センターは、直ちに同報無線（メールサービス・市公式 L I N E）等により市民等に対し地震情報の伝達と火気の点検等出火防止の呼びかけをする。

(3) 警備員は、関係職員が登庁するまで市民からの電話対応等にあたる。

(4) 防災危機管理課長は、上司に状況を報告するとともに、対応策についての指示を受ける。また、必要により会議を開き対応策を協議する。

(5) 配備体制は、富士市地域防災計画に定める「富士市職員参集基準」（資料 1-11）によるものとし、情報収集、被害状況の調査及び防災機関との連絡調整等にあたる。

県危機管理部及び消防庁応急対策室連絡先

(県危機管理部)

	防災無線	N T T 有線
電 話	5 又は 8-100-6030	054-221-2072
F A X	5 又は 8-100-6250	054-221-3252

(消防庁応急対策室)

		地域衛星通信ネットワーク	消防防災無線	N T T 有線
平 日 (8:30～18:15)	電 話	8-048-500-7527	7527	03-5253-7527
	F A X	8-048-500-7537	7537	03-5253-7537
上記以外 (危機管理セン ター)	電 話	8-048-500-7782	7782	03-5253-7777
	F A X	8-048-500-7789	7789	03-5253-7553

表 1

緊急時連絡表

消 防 本 部 名	(担当者)
連 絡 先 電 話 番 号	
事 故 の 種 類	1 航空機の墜落 2 列車の転覆 3 船舶の沈没 4 ガス爆発 5 その他()
発 生 日 時	
被 害 の 状 況	
応 急 対 策 の 状 況	
他機関の応援希望の有無 (有・無)	(有の場合は自衛隊、日赤、医師の派遣などだけでなく、必要人員、必要な救助活動など概略でも結構ですから記載してください。)

※この連絡票は、多数の死傷者を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生した場合の緊急連絡用のものです。FAX又は電話により、直ちに県災害対策室及び消防庁防災情報室に連絡してください。

全国瞬時警報システム（Jアラート）放送文

緊急地震速報

（チャイム NHK と同じ音 2 回）地震です。地震です。強い揺れに警戒してください。地震です。地震です。強い揺れに警戒してください。

大津波警報

（3 秒サイレン鳴動 2 秒休止 3 秒サイレン鳴動 2 秒休止 3 秒サイレン鳴動）大津波警報が発表されました。海岸付近の方や津波避難対象区域の方は高台に避難してください。（サイレンを除き 2 回繰り返し）

津波警報

（5 秒サイレン鳴動 6 秒休止 5 秒サイレン鳴動）津波警報が発表されました。海岸付近の方や津波避難対象区域の方は高台に避難してください。（サイレンを除き 2 回繰り返し）

津波注意報

（10 秒サイレン鳴動 2 秒休止 10 秒サイレン鳴動）津波注意報が発表されました。海岸付近の方は注意してください。津波注意報が発表されました。海岸付近の方は注意してください。こちらは広報ふじです。（下り 4 音チャイム）

噴火警報（富士山）

噴火警戒レベル 5

（上り 4 音チャイム）富士山で、噴火警戒レベル 5 が発表されました。噴火のおそれが高まっていますので、今後の情報に十分注意してください。（チャイムを除き 3 回繰り返し）
（下り 4 音チャイム）

噴火警戒レベル 4

（上り 4 音チャイム）富士山で、噴火警戒レベル 4 が発表されました。第 3 次避難対象エリアにお住まいの方は、ただちに避難してください。（チャイムを除き 3 回繰り返し）（下り 4 音チャイム）

噴火警戒レベル 3

（上り 4 音チャイム）富士山で、噴火警戒レベル 3 が発表されました。第 1 次避難対象エリア、第 2 次避難対象エリアにお住まいの方は、ただちに避難してください。また、第 3 次避難対象エリアにお住まいの方は、避難の準備を始めてください。（チャイムを除き 3 回繰り返し）（下り 4 音チャイム）

気象警報（警報／危険警報）

（上り 4 音チャイム）こちらは広報ふじです。市内に（気象警報名）警報が発表されました。最新の情報を確認し、必要な行動をとってください。／避難行動をとってください。市内に（気象警報名）警報が発表されました。必要な行動をとってください。／避難行動をとってください。（下り 4 音チャイム）

気象特別警報

（上り 4 音チャイム）こちらは広報ふじです。市内に（気象特別警報名）特別警報が発表されました。周囲の状況を見て、避難行動をとってください。市内に（気象特別警報名）特別警報が発表されました。周囲の状況を見て、避難行動をとってください。（下り 4 音チャイム）

震度 5 弱以上の突発地震発生時

（上り 4 音チャイム）こちらは広報ふじです。ただいまの地震は震度〇（実際の震度）でした。火の元を確認し、火災の発生に注意してください。また、今後の情報に十分注意してください。（下り 4 音チャイム）

国民保護情報

※国民保護情報は、情報配信時に配信元の内閣官房によって「即時音声合成」が行われ、配信内容が決定する。以下は全国瞬時警報システム業務規程や過去の配信事例に基づく配信例文の一部を記載している。

ミサイル発射情報

（国民保護サイレン）ミサイル発射。ミサイル発射。〇〇からミサイルが発射されたものとみられます。建物の中、又は地下に避難してください。

ミサイル落下情報（領土・領海に落下）

（国民保護サイレン）直ちに避難。直ちに避難。直ちに建物の中、又は地下へ避難してください。ミサイルが、●時▲分頃、〇〇県周辺に落下するものとみられます。直ちに避難してください

大規模テロ情報

（国民保護サイレン）大規模テロ情報。大規模テロ情報。当地域にテロの危険が及ぶ可能性があります。屋内に避難し、テレビ・ラジオをつけてください。

災害時における安否不明者の氏名等の公表について（方針）

1 趣旨

災害時、被災地域において安否が分からない者（以下「安否不明者」という。）が多数発生することが予想されるが、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するためには、被災者を早期に特定する必要がある。

安否不明者については、情報の確度が低い状況にあっても、敢えて県がその氏名等を公表することによって、多数の安否情報が得られ、安否不明者の絞り込みが期待できる。これによって、被災者に係る情報の確度が高まり、人命救助活動の効率化が図られる。

このため、災害時における安否不明者の氏名等の公表について方針を定め、災害が発生した場合には、市町等と連携の上、この方針に基づき、安否不明者の氏名等を迅速かつ円滑に公表する。

2 公表の目的

安否不明者を絞り込み、被災者を早期に特定するとともに、自衛隊・海上保安庁・警察等（以下「関係機関」という。）及び消防等による搜索活動や救助活動の効率化を図ることにより、被災後の生存率が高い期間内（概ね72 時間以内）での一刻も早い人命救助につなげることを目的とする。

また、実際は無事でありながら安否不明となっている者を減らすことにより、家族等の心配の軽減につながるることとなる。

3 安否不明者の定義

安否不明者とは、「災害が発生した地域に居住又は滞在していたと思われる者のうち、災害発生後の一定時点において連絡が取れない者」（本人から家族・市町等に連絡できない場合、または、家族・市町等から本人に連絡しても返信がない場合のいずれかに該当する者）とする。

- （例）・災害が原因で自分の安否を伝えることができない状態となっているため、連絡が取れない者
- ・いずれかの場所に避難しているが、電話や伝言等の連絡手段を失っていて連絡が取れない者
 - ・旅行や仕事等により外出していて何らかの理由で連絡が取れない者

(参考) 府政防第972号、消防災第132号(令和3年9月)

通知「災害時における安否不明者の氏名等の公表について」

「安否不明者とは、行方不明者となる疑いのある者」とする。

「行方不明者とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者」とする。

4 公表主体

- ① 住民基本台帳などに基づいて市町が把握した安否不明者の氏名等について、市町が名簿を作成し、県が公表する。または、県と市町が共同で公表する。
- ② 関係機関が安否不明者の情報を把握した場合は、県が情報提供を受け、公表する。

市町は県が公表した情報を共有する。

(注) 国の防災基本計画においては、人的被害の人数については、県が一元的に集約することとなっており、氏名等公表についても、これを準拠し、県が主体となって行うことを原則とする。

5 公表する情報

(1) 公表する情報

個人情報保護を基本とした上で、氏名、住所(大字まで)、性別(住民基本台帳記載の性別)を公表する。

年齢は原則として公表対象とせず、可能な場合に限り公表する。

(理由) 住民基本台帳等の生年月日から年齢を計算する場合、業務の負担が大きく、迅速な公表に支障をきたすおそれがあることによる。

(2) 公表しない場合

- ア 被災したことが明らかであり、搜索対象場所が特定されているなど行方不明であることが高い確度で判明している場合
- イ ドメスティックバイオレンスやストーカー、児童虐待等の被害者である場合
- ウ 本人の権利利益が不当に侵害されるおそれが認められる場合
- エ 家族等が公表を明らかに拒んでいる場合

6 公表時期の目標

被災後72時間が人命救助に極めて重要な期間であることを踏まえ、公表は被災後概ね48時間以内を目標（目安）とする。

なお、安否情報を円滑に収集するため、公表予定時刻の一定時間前（約6～12時間前）までに、報道機関等に対し、公表の時期を予告するとともに、安否情報の伝達の必要性について、報道を通じて呼びかけてもらえるよう要請する。

（公表時期の早期化は、無事が確認されている者も誤って公表してしまい、後に苦情が出るおそれがあるが、公表の効果を理解し、早期の公表に努める。）

7 公表した情報の活用

公表した情報については、被災して所在が分からない者の搜索活動や救助活動、避難場所や避難所の設置運営、支援物資の調達などの応急対策に活用する。

必要に応じ、被災した範囲内において住戸情報と安否不明者情報を相互に結び付けることにより、搜索マップを作成する。

8 公表までの作業

安否不明者に関する情報については、市町が収集・確認・集約を行い、公表用の名簿を作成するとともに、公表後の安否情報を受け付ける連絡先（窓口、電話番号、メールアドレス等）を定めた上で、以下のとおり作業を進める。

- ①市町は、災害発生後、人的被害状況を一定程度把握できたとき、または、遅くとも発災から24時間以内に、住民基本台帳又は地図情報に基づき、被災したとみられる地域の住民の名簿作成に着手する。
- ②県は、災害状況から見た必要性に応じて、電子的地理情報やドローン撮影情報等を活用して、被災したとみられる地域と住戸の範囲を明示する。
- ③市町は、市町及び消防等、市町の関係機関に寄せられた安否不明者情報を名簿に追加する。
- ④県及び市町は、住民基本台帳では確認できない安否不明者を把握するため、関係機関に対し、通報のあった安否不明者の情報を提供するよう依頼する。

- ⑤市町は、個人情報保護を要する者（公表しない場合に該当する者）を確認し、該当者がいた場合は、名簿から除外する。
- ⑥市町は、市町職員のほか、被災したとみられる地域の自治会役員や近隣住民等からの情報及び避難者（避難施設の入所者）の情報等に基づき、安否が確認できている者を名簿から削除する。
- ⑦市町は、自らが把握した安否不明者と関係機関から情報提供のあった安否不明者について、重複している者を確認した上で、重複者を市町の名簿に掲載する。
- ⑧名簿掲載者については、家族等が公表を明らかに拒んでいる場合を除き、同意は得ないこととしてやむを得ない（同意を得ることは作業上困難）。
- ⑨市町は、とりまとめた名簿を県に送付する。旅行者など市町を特定できない安否不明者については、県が関係機関から情報提供を受ける。
- ⑩発災から48時間以内に、県は、市町から提供を受けた情報と関係機関から提供を受けた情報の内容を精査・確認し、市町・関係機関と公表方法を調整した上で、公表する。公表する対象者が多数で全員分の名簿を整備する時間的な余裕がない場合は、把握分から先行して順次公表する。
- ⑪なお、公表時期について、作業の進捗状況を見つつ、事前に概ねの日時と、その時点の安否不明者数を公表する。これにより、積極的な情報提供を促す。

9 公表及び追加情報の受付方法

（１） 公表の方法

県及び市町が各ホームページに名簿を掲載するとともに、記者会見や資料提供の方法により報道機関に情報提供する。

名簿の内容に変更・追加があった場合は、市町は内容を更新して県に送付する。県は、関係機関についても同様に、情報提供を受ける。

県は更新後の名簿をホームページに掲載（差し替え）するとともに、報道機関に資料提供する。

（２） 情報収集の方法

公表する際、県・市町・関係機関の安否情報受付先（窓口、電話番号、メールアドレス等）を公示して、情報提供者の便に資するなど円滑な情報収集・情報集約に努める。

10 安否が確認できた場合の取扱い

氏名等の公表により安否（無事又は行方不明、死亡）が確認できた者については、安否の結果情報は公表せず、その都度、名簿から氏名等の情報を削除する。

無事の場合は、公表の目的に鑑み、無事であることを公表する必要はない。（仮に公表するとした場合は、本人の同意を得る必要があるが、同意を得ることに労力を費やすことで、優先すべき災害対応業務に支障をきたすため）。

死亡・行方不明の場合、その者の氏名等の公表は別に定める方針に基づいて行う。

なお、安否情報の提供等に関する取扱いについては、公表とは別の対応として、災害対策基本法第86条の15の規定に留意する。

11 公表期間

公表後、概ね1週間を経過しても安否不明の状況が継続し、行方不明者と判断された場合には、安否不明者としての氏名等の公表は終了し、行方不明者の氏名等の公表の取扱いに切り替える。

【参考】

1 関連法令等

(1) 静岡県個人情報保護条例(条例第 58 号)

ア 本人以外の者から個人情報を取得できる場合

第 6 条 (取得の制限) 第 2 項 第 3 号

「人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき」

イ 実施機関が、利用目的以外の目的のために個人情報を利用、提供できる場合

第 11 条 (利用及び提供の制限) 第 2 項 第 4 号

「(抜粋) 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき」。ただし、第 2 項では「(抜粋) 本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りではない。」と規定。

(2) 災害対策基本法

第 86 条の 15 (安否情報の提供等) 第 1 項

「(抜粋) 知事又は市町村長は、災害の被災者の安否に関する情報について照会があったときは、回答することができる。」

2 熱海市伊豆山土砂災害の事例

7 月 5 日早朝 (災害発生から約 44 時間後)、県が、熱海市・警察と協議し、安否不明者の公表方針を決定。市、警察が該当者の名簿作成に着手。

被災したとみられる地域の住民の名簿作成に当たっては、住宅地図ではなく、住民基本台帳を活用して、地番から住民を抽出して名簿を作成した。

その後、被災地域の町内会長等を市役所に呼んで安否情報を聞き取った。併せて、市が住民基本台帳の閲覧制限等の情報を確認し、ドメスティックバイオレンス等による個人情報保護を要する者を特定した。

住民基本台帳からの抽出作業は数時間を要したが、膨大な作業にはならなかった。

市が把握した住民基本台帳による名簿と警察が把握した通報情報による名簿の照合作業については警察が行った。

名簿作成後の公表に当たっては、市は家族等の同意は取らなかった (同意

を得ることを条件とすると、迅速な公表は困難）が、警察は家族等や通報者全員の同意を取る必要があるとしたことから、警察分の確定には時間を要した（警察情報は通報によるものであり、いたずらや悪意ある情報が含まれている可能性があり、情報の信憑性について慎重な確認を必要としたため）。

7月5日 20:30（災害発生から約 58 時間後）、県が、市把握分 64 名の氏名等を公表。7月6日 13:15（約 74 時間後）、県と警察が共同で警察把握分 5 名の氏名等を公表した。

公表後は、続々と安否情報が入り、7月6日までに 41 名の安否が判明した。市、警察が用意した受付用電話は混乱（輻輳）することはなく機能した。

市の名簿には 2 名の追加があり、安否不明者として氏名等が公表された者は計 71 名となった。その後の安否判明により、行方不明となった被災者は 27 名に特定された。

3 事前準備（あらかじめの備え）

(1) 基本的事項

熱海市の事例では、公表をあらかじめ予定していなかったもので、公表決定後、手探りの作業となった。本方針において、手順や留意点も示しているので、それらを参考にし、安否不明者の氏名等公表の訓練を行うことが求められる。

(2) 個別事項

ア 市町における個人情報保護の取扱いの確認

公表は県が主体的に行うものとするが、市町は、各々の個人情報保護条例等の内容を確認する必要がある。

イ 安否情報受付用連絡先の設置

住民等からの安否情報連絡を受け付ける電話（番号・回線）やメールアドレス等の連絡先を用意する必要がある。

ウ 大規模災害を想定した事前準備

南海トラフ地震等の大規模災害を想定した被災地域の住民名簿の作成、安否不明者の抽出などの方法を検討する必要がある。

3 事前準備（あらかじめの備え）

(1) 基本的事項

熱海市の事例では、公表をあらかじめ予定していなかったもので、公表決定後、手探りの作業となった。本方針において、手順や留意点も示しているので、それらを参考にし、安否不明者の氏名等公表の訓練を行うことが求められる。

(2) 個別事項

ア 市町における個人情報保護の取扱いの確認

公表は県が主体的に行うものとするが、市町は、各々の個人情報保護条例等の内容を確認する必要がある。

イ 安否情報受付用連絡先の設置

住民等からの安否情報連絡を受け付ける電話（番号・回線）やメールアドレス等の連絡先を用意する必要がある。

ウ 大規模災害を想定した事前準備

南海トラフ地震等の大規模災害を想定した被災地域の住民名簿の作成、安否不明者の抽出などの方法を検討する必要がある。

災害時における行方不明者の氏名等の公表について（方針）

1 公表の趣旨及び目的

安否不明者の氏名等を公表して概ね1週間を経過しても、安否情報が得られない場合は、一時的に連絡が取れないのではなく、その者は被災した可能性がきわめて高いことから、行方不明の状況にあると推定される。

効率的な搜索・救助活動を継続するため、安否不明者を行方不明者に切り替えて、氏名等を公表する。

なお、災害によっては、安否不明者が存在せず、早期に行方不明者が特定されることも想定されるが、この場合も搜索・救助活動の効率化につなげるため、この方針に基づき、市町と調整の上、行方不明者の氏名等を公表する。

2 行方不明者の定義

行方不明者とは「当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者」とする。

（消防庁災害報告取扱要領（平成24年3月消防応第49号）による）

3 公表主体

行方不明者の氏名等について、市町・関係機関（自衛隊・海上保安庁・警察等）からの情報に基づいて、県が公表する。または、県と市町が共同で公表する。

（注）国の防災基本計画においては、人的被害の人数については、県が一元的に集約することとなっており、氏名等公表についても、これを準拠し、県が主体となって行うことを原則とする。

4 公表する情報

（1）公表する情報

個人情報保護を基本とした上で、氏名、住所（大字まで）、性別（住民基本台帳記載の性別）とする。

年齢は原則として公表対象とせず、可能の場合に限って公表する。

（理由）住民基本台帳等の生年月日から年齢を計算する場合、業務の負担が大きく、迅速な公表に支障をきたすおそれがあることによる。

(2) 公表しない場合

- ア 行方不明者の搜索場所が特定されているなど、公表が人命救助活動に資することがないと判断される場合
- イ ドメスティックバイオレンスやストーカー、児童虐待等の被害者などの場合
- ウ 本人の権利利益を不当に侵害するおそれが認められる場合
- エ 家族等が公表を明らかに拒んでいる場合

5 公表した情報の活用

公表した情報については、対象者の搜索活動や救助活動などの応急対策に活用する。

6 公表の時期・期間

安否不明者として概ね 1 週間が経過するなどの理由により行方不明者と判断された時点から公表する。安否不明者としての公表がなかった場合は、行方不明者と特定した時点で公表する。

所在が明らかになった場合は行方不明者としての公表は終了する。

行方不明が長期に及んだ場合、公表は、原則として、災害発生から 3 ヶ月以内とする。（状況によって延長も可とする。）

7 公表までの作業

安否不明者を公表した場合は、市町と協議の上、安否不明者名簿の表題を「行方不明になられた方」に切り替えて行方不明者名簿とし、県のホームページで公表するとともに、報道機関に提供する。

安否不明者の公表がなかった場合、市町はその都度名簿を作成し、安否不明者の公表作業に準じて行うものとする。この際、家族等の明確な拒否がないことを確認する（災害対応等の業務負担が大きく、優先すべき災害対応事務に支障をきたすため確認作業ができない場合を除く）。

市町は、行方不明者の情報を県に提供し、県は、その内容を精査・確認して公表する。

市町を経由せず、関係機関から直接県に情報提供があった場合は、県は名簿を作成するなど、対象者を精査・確認して公表する。

内容に変更があった場合は、随時、県は市町・関係機関から連絡を受け、名簿を更新してホームページ及び報道機関に資料提供する。

8 公表方法

県及び市町が各ホームページで氏名等（複数の場合は名簿）を掲載するとともに、記者会見や資料提供の方法により報道機関に情報提供する。

追加があった場合は、その都度、同様の方法により情報提供する。

9 行方不明情報の収集・集約

行方不明者に関する情報の連絡先は、県・市町・関係機関の安否情報受付用電話番号等をそのまま活用する。

10 所在が明らかになった場合の公表の可否

無事が確認できた者の情報は公表しないが、死亡の場合は、死亡者の氏名等（複数の場合は名簿）の公表の取扱いによるものとする。

【参考】

1 関連法令等

(1) 防災基本計画（国）

第2編 第2章 第2節

1 災害情報の収集・連絡

(3) 災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡

「(抜粋) 人的被害の数(死者・行方不明者数をいう。)については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。都道府県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。また、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行うものとする。」

(2) 消防庁災害報告取扱要領(平成24年3月消防応第49号)

行方不明とは、「当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの」。また、次の場合で、死体が見つからないときは「行方不明者」として計上する。

ア 戸籍法第86条に基づく死亡届が提出されたもの

イ 戸籍法第89条に基づく官公署から市町村長に報告があったもの

ウ 民法第30条に基づく家庭裁判所による失踪宣告がされたもの

エ 災害弔慰金支給法第4条に基づく死亡推定

オ 警察において、当該災害で行方不明との相談・受理をしているもの

カ 住民からの情報提供等により市町村等において行方不明として知り得たもののうち、死亡の疑いがあるもの

(3) 行方不明者発見活動に関する規則(平成21年12月国家公安委員会規則13号)

第2条 第1項

「行方不明者とは、生活の本拠を離れ、その行方が明らかでない者であって、第6条第1項の規定により届け出がなされたもの」

(4) 戸籍法**第 89 条**

「(抜粋) 水難、火災その他の事変によって死亡した者がある場合には、その取調をした官庁又は公署は、死亡地の市町村長に死亡の報告をしなければならない。」

(5) 災害弔慰金の支給等に関する法律（法律第 82 号）**第 4 条（災害による死亡の推定）**

「災害の際現にその場にいた者につき、当該災害のやんだ後三月間その生死がわからない場合には、災害弔慰金に関する規定の適用については、その者は、当該災害によって死亡したものと推定する。」

(6) 静岡県個人情報保護条例(条例第 58 号)

ア 本人以外の者から個人情報を取得できる場合

第 6 条（取得の制限）第 2 項 第 3 号

「人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき」

イ 実施機関が、利用目的以外の目的のために個人情報を利用、提供できる場合

第 11 条（利用及び提供の制限）第 2 項 第 4 号

「(抜粋) 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき」。ただし、第 2 項では「(抜粋) 本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りではない。」と規定。

災害による死亡者の氏名等の公表について（方針）

1 趣旨

災害による死亡者の情報については、国の防災基本計画において、市町村・関係機関が把握している人的被害の「人数」を都道府県が一元的に集約し、調整を行うものとされているが、死亡者の「氏名等の公表」に関する法令や基準は存在しない。

また、個人情報保護条例については、死者に適用される規定がない。

このため、県は、災害時における死亡者の氏名等の公表について方針を定め、災害が発生した場合は、この方針に基づき、市町等と連携の上、災害による死亡者の氏名等を公表する。

2 公表の目的

災害による住民の死亡情報は、被災地域において、自主防災活動や連帯感・コミュニティ維持の観点から重要であり、公表により地域住民の情報共有や生活支援に資することとする。

また、安否不明者や行方不明者の氏名等を公表した場合は、住民に広く情報提供を求める中、死亡者の氏名等についても、各不明者の情報と一体的・継続的に公表することで、効率的で円滑な搜索活動や救出救助活動につなげる。

さらに、死亡者が多数の場合は、公表により死亡の事実を明確にし、情報管理上の正確性を確保する。

3 死亡者の定義

死亡者とは、「市町が、災害が原因で死亡したと認定した者」とする。

災害関連死として認定した者は、公表の対象とはしない。ただし、時期や人数、原因等の状況によっては、公表の対象とする場合もある。

（参考）消防庁災害報告取扱要領；平成 24 年 3 月消防庁第 49 号

当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者

4 公表主体

死亡者の氏名等について、市町・関係機関（自衛隊・海上保安庁・警察等）か

らの情報に基づいて、県が公表する。または、県と市町が共同で公表する。

（注）国の防災基本計画においては、人的被害の人数については、県が一元的に集約することとなっており、氏名等公表についても、これを準拠し、県が主体となっていくことを原則とする。

5 公表する情報

（１）公表する情報

個人情報保護の考え方に準じ、かつ、遺族が承諾した範囲内で、氏名、住所（大字まで）、性別（住民基本台帳記載の性別）、年齢を公表する。

なお、死亡確認日及び災害死亡認定日は名簿には掲載しないが、公表して差し支えない。

（２）公表しない場合

ア 災害の規模や該当者の被災状況、人数などにより、明らかに公表の趣旨・目的に適さない場合

イ ドメスティックバイオレンスやストーカー、児童虐待等の被害者である場合

ウ 本人の権利利益が不当に侵害されるおそれが認められる場合

エ 遺族が公表を承諾しない場合

なお、遺族がいない場合又は遺族と連絡が取れない場合は、公表によって縁者が名乗り出る可能性があることを考慮し、公表する。

6 公表した情報の活用

公表した情報については、安否不明者や行方不明者の把握・確認、搜索活動や救出救助活動、被災者支援などの応急対策に活用する。

7 公表の時期

市町が災害による死亡を認定した場合、その都度、公表する。

なお、公表は、原則として、災害発生から３ヶ月以内とする。

災害発生から３ヶ月経過後に死亡が認定された場合は、その認定による氏名等の公表から３ヶ月以内とする。

8 公表までの作業

心肺停止者が発見された後、医師による検案及び警察等による検視を行う。

その後、災害が原因で死亡したことを市町が認定する。なお、市町による災害死亡認定の時点では、遺体の状態から死亡者が誰であるか特定できない場合がある。

警察等による鑑定作業により死亡者の身元が判明した場合は、市町は遺族に対し、氏名等の公表について承諾を得る。

市町は、死亡者の情報を県に提供（複数の場合は死亡者の名簿を作成して県に送付）し、県は内容を精査・確認する。

県、または、県と市町が共同で死亡者を「亡くなられた方」として公表する。

なお、安否不明者・行方不明者の氏名等を公表しなかった場合、死亡者の氏名等の公表については、災害の状況等に応じ、県と市町等が調整した上で個別に検討し、是非を判断する。

9 公表方法

県及び市町が各ホームページで氏名等（複数の場合は名簿）を掲載するとともに、記者会見や資料提供の方法により報道機関に情報提供する。

追加があった場合は、その都度、同様の方法により情報提供する。

【 参 考 】**1 防災基本計画（国）**

第2編 第2章 第2節

1 災害情報の収集・連絡

(3) 災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡

「(抜粋) 人的被害の数(死者・行方不明者数をいう。)については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。都道府県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。また、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行うものとする。」

2 死者の個人情報保護

個人情報保護条例(条例第58号)による個人情報は、死亡者には適用されない。ただし、遺族の個人情報は保護されなければならないことから、死亡者の情報については、遺族の意思を尊重する必要がある。(県法務文書課)

3 戸籍法

第89条

「(抜粋) 水難、火災その他の事変によって死亡した者がある場合には、その取調をした官庁又は公署は、死亡地の市町村長に死亡の報告をしなければならない。」